

# 第七回 国会 大蔵委員会 議録 第四十二号

(五二二)

昭和二十五年三月二十九日(水曜日)

午前十時五十分開議

出席委員長

川野 芳滿君

理事岡野 清豪君

理事小山 長規君

理事川島 金次君

理事河田 賢治君

理事内藤 友明君

奥村又十郎君

鹿野 彦吉君

田中 啓一君

中野 武雄君

三宅 则義君

宮腰 嘉助君

田島 ひで君

出席政府委員長

國務大臣 青木 孝義君

大蔵事務官(主計課長) 佐藤 一郎君

大蔵事務官(主計課長) 平田敬一郎君

大蔵事務官(理財局長) 伊原 隆君

大蔵事務官(管財局長) 吉田 晴二君

通商産業事務官(資本政策部長) 宮崎 靖君

通商産業事務官(資源調査部長) 木村 武君

參議院議員 佐々木鹿藏君

大蔵事務官(管財局長) 宮川新一郎君

(内閣提出第一二五号)  
業費国庫負担の特例に関する法律案  
昭和二十五年度における災害復旧事業  
令を本日までに制定施行しましたが、

(通商産業事務官  
(通商局次長) 松尾泰一郎君(通商産業事務官  
配炭公團清算事務所調整室次長 岡野 賢司君(配炭公團清算事務所調整室課長 植木友治郎君  
専門員 植木 文也君

(専門員 黒田 久太君

(保君

(佐々木鹿藏君外  
旧軍港市転換法案(佐々木鹿藏君外  
二十二名提出、參法第二号)(予)

(三月二十九日)

委員前田栄之助君辞任につき、その  
補欠として田中誠之進君が議長の指  
名で委員に選任された。

(三月二十八日)

外国為替及び外國貿易管理法の一部  
を改正する法律案(内閣提出第一三  
一号)の審査を本委員会に付託され  
た。

(三月二十八日)

配炭公團の損失金補てんのための交  
付金等に関する法律案(内閣提出第  
七五号)

國税犯則取締法の一部を改正する法  
律案(内閣提出第一二三号)

國税の延滞金等の特例に関する法律  
案(内閣提出第一一七号)

災害被害者に対する租税の減免、徵  
收猶予等に関する法律の一部を改正  
(内閣提出第一一八号)

する法律案(内閣提出第一一九号)

國稅徵收法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一二六号)

昭和二十五年度における災害復旧事  
業費国庫負担の特例に関する法律案  
(内閣提出第一二五号)

(内閣提出第一二五号)

外國為替及び外國貿易の管理法の  
一部を改正する法律案を議題として、  
政府より提案理由の説明を求めます。

昨二十八日本委員会に付託になりました  
した外國為替及び外國貿易の管理法の  
一部を改正する法律案を議題として、  
政府より提案理由の説明を求めます。

○川野委員長 これより会議を開きます。

三月二十八日本委員会に付託されました  
した外國為替及び外國貿易の管理法の  
一部を改正する法律案を議題として、  
政府より提案理由の説明を求めます。

○河田委員長 これが外國為替及び外國貿易の  
管理法の一部を改正する法律案を議題として、  
政府より提案理由の説明を求めます。

○伊原委員長 これが外國為替及び外國貿易の  
管理法の一部を改正する法律案を議題として、  
政府より提案理由の説明を求めます。

その他の部分、すなわち外國為替の集  
中、涉外債権債務の統制、証券の涉外  
取引の統制、不動産の涉外取引の統制  
を改正する法律案(内閣提出第一三  
一号)、旧軍港市転換法案(佐々木鹿藏君外  
二十二名提出、參法第二号)(予)

るいは台灣等の近隣諸国につきまして  
は、一部の貿易につきまして円建の取  
引を認めるということは、かえつてド  
ル不足の緩和にも役立つし、日本側の  
輸出の振興にも役立つのではないかと  
いうふうな見解をもちまして、目下研  
究を進めておるよう段階でございま  
す。

○河田委員長 ただいまのお話では韓  
国、琉球、台灣、こういうことであり  
ますが、最近いろいろな新聞等により  
まして、また国内のいろいろな政治情  
勢から考えまして、見返り資金を東南  
方面の四建設資金に使うといふよなこ  
とを構想になつたことがあります。  
か。あるいはまたそういうことについ  
て関係筋からのお話があつたことはあ  
りませんか。この点をちよつと伺つて  
おきたいと思います。

○河田委員長 ただいまのお話では韓  
国、琉球、台灣、こういうことであり  
ますが、最近いろいろな新聞等により  
まして、また国内のいろいろな政治情  
勢から考えまして、見返り資金を東南  
方面の四建設資金に使うといふよなこ  
とを構想になつたことがあります。  
か。あるいはまたそういうことについ  
て関係筋からのお話があつたことはあ  
りませんか。この点をちよつと伺つて  
おきたいと思います。

○河田委員長 ただいまのお話では韓  
国、琉球、台灣、こういうことであり  
ますが、最近いろいろな新聞等により  
まして、また国内のいろいろな政治情  
勢から考えまして、見返り資金を東南  
方面の四建設資金に使うといふよなこ  
とを構想になつたことがあります。  
か。あるいはまたそういうことについ  
て関係筋からのお話があつたことはあ  
りませんか。この点をちよつと伺つて  
おきたいと思います。

○河田委員長 ただいまのお話では韓  
国、琉球、台灣、こういうことであり  
ますが、最近いろいろな新聞等により  
まして、また国内のいろいろな政治情  
勢から考えまして、見返り資金を東南  
方面の四建設資金に使うといふよなこ  
とを構想になつたことがあります。  
か。あるいはまたそういうことについ  
て関係筋からのお話があつたことはあ  
りませんか。この点をちよつと伺つて  
おきたいと思います。

○河田委員長 ただいまのお話では韓  
国、琉球、台灣、こういうことであり  
ますが、最近いろいろな新聞等により  
まして、また国内のいろいろな政治情  
勢から考えまして、見返り資金を東南  
方面の四建設資金に使うといふよなこ  
とを構想になつたことがあります。  
か。あるいはまたそういうことについ  
て関係筋からのお話があつたことはあ  
りませんか。この点をちよつと伺つて  
おきたいと思います。

○河田委員長 ただいまのお話では韓  
国、琉球、台灣、こういうことであり  
ますが、最近いろいろな新聞等により  
まして、また国内のいろいろな政治情  
勢から考えまして、見返り資金を東南  
方面の四建設資金に使うといふよなこ  
とを構想になつたことがあります。  
か。あるいはまたそういうことについ  
て関係筋からのお話があつたことはあ  
りませんか。この点をちよつと伺つて  
おきたいと思います。

○河田委員長 ただいまのお話では韓  
国、琉球、台灣、こういうことであり  
ますが、最近いろいろな新聞等により  
まして、また国内のいろいろな政治情  
勢から考えまして、見返り資金を東南  
方面の四建設資金に使うといふよなこ  
とを構想になつたことがあります。  
か。あるいはまたそういうことについ  
て関係筋からのお話があつたことはあ  
りませんか。この点をちよつと伺つて  
おきたいと思います。

○河田委員長 ただいまのお話では韓  
国、琉球、台灣、こういうことであり  
ますが、最近いろいろな新聞等により  
まして、また国内のいろいろな政治情  
勢から考えまして、見返り資金を東南  
方面の四建設資金に使うといふよなこ  
とを構想になつたことがあります。  
か。あるいはまたそういうことについ  
て関係筋からのお話があつたことはあ  
りませんか。この点をちよつと伺つて  
おきたいと思います。

○河田委員長 ただいまのお話では韓  
国、琉球、台灣、こういうことであり  
ますが、最近いろいろな新聞等により  
まして、また国内のいろいろな政治情  
勢から考えまして、見返り資金を東南  
方面の四建設資金に使うといふよなこ  
とを構想になつたことがあります。  
か。あるいはまたそういうことについ  
て関係筋からのお話があつたことはあ  
りませんか。この点をちよつと伺つて  
おきたいと思います。

○河田委員長 ただいまのお話では韓  
国、琉球、台灣、こういうことであり  
ますが、最近いろいろな新聞等により  
まして、また国内のいろいろな政治情  
勢から考えまして、見返り資金を東南  
方面の四建設資金に使うといふよなこ  
とを構想になつたことがあります。  
か。あるいはまたそういうことについ  
て関係筋からのお話があつたことはあ  
りませんか。この点をちよつと伺つて  
おきたいと思います。

○河田委員長 ただいまのお話では韓  
国、琉球、台灣、こういうことであり  
ますが、最近いろいろな新聞等により  
まして、また国内のいろいろな政治情  
勢から考えまして、見返り資金を東南  
方面の四建設資金に使うといふよなこ  
とを構想になつたことがあります。  
か。あるいはまたそういうことについ  
て関係筋からのお話があつたことはあ  
りませんか。この点をちよつと伺つて  
おきたいと思います。

○河田委員長 ただいまのお話では韓  
国、琉球、台灣、こういうことであり  
ますが、最近いろいろな新聞等により  
まして、また国内のいろいろな政治情  
勢から考えまして、見返り資金を東南  
方面の四建設資金に使うといふよなこ  
とを構想になつたことがあります。  
か。あるいはまたそういうことについ  
て関係筋からのお話があつたことはあ  
りませんか。この点をちよつと伺つて  
おきたいと思います。

○河田委員長 ただいまのお話では韓  
国、琉球、台灣、こういうことであり  
ますが、最近いろいろな新聞等により  
まして、また国内のいろいろな政治情  
勢から考えまして、見返り資金を東南  
方面の四建設資金に使うといふよなこ  
とを構想になつたことがあります。  
か。あるいはまたそういうことについ  
て関係筋からのお話があつたことはあ  
りませんか。この点をちよつと伺つて  
おきたいと思います。

○河田委員長 ただいまのお話では韓  
国、琉球、台灣、こういうことであり  
ますが、最近いろいろな新聞等により  
まして、また国内のいろいろな政治情  
勢から考えまして、見返り資金を東南  
方面の四建設資金に使うといふよなこ  
とを構想になつたことがあります。  
か。あるいはまたそういうことについ  
て関係筋からのお話があつたことはあ  
りませんか。この点をちよつと伺つて  
おきたいと思います。

○河田委員長 ただいまのお話では韓  
国、琉球、台灣、こういうことであり  
ますが、最近いろいろな新聞等により  
まして、また国内のいろいろな政治情  
勢から考えまして、見返り資金を東南  
方面の四建設資金に使うといふよなこ  
とを構想になつたことがあります。  
か。あるいはまたそういうことについ  
て関係筋からのお話があつたことはあ  
りませんか。この点をちよつと伺つて  
おきたいと思います。

○河田委員長 ただいまのお話では韓  
国、琉球、台灣、こういうことであり  
ますが、最近いろいろな新聞等により  
まして、また国内のいろいろな政治情  
勢から考えまして、見返り資金を東南  
方面の四建設資金に使うといふよなこ  
とを構想になつたことがあります。  
か。あるいはまたそういうことについ  
て関係筋からのお話があつたことはあ  
りませんか。この点をちよつと伺つて  
おきたいと思います。

○河田委員長 ただいまのお話では韓  
国、琉球、台灣、こういうことであり  
ますが、最近いろいろな新聞等により  
まして、また国内のいろいろな政治情  
勢から考えまして、見返り資金を東南  
方面の四建設資金に使うといふよなこ  
とを構想になつたことがあります。  
か。あるいはまたそういうことについ  
て関係筋からのお話があつたことはあ  
りませんか。この点をちよつと伺つて  
おきたいと思います。

重要事項はどういう点で未確定なのか。その内容について参考のためにこの際聞かせておいてもらつた方が、よろしいのではないかと思うのです。

○伊原政府委員 ちょっと関連いたしまして、ほかの点も申し上げたいと思ひます。

今回の法律の御制定を願いますのは、お手元にござりまする外國為替及び外國貿易管理法の一番うしろをごらん願いますと、附則の一に「この法律の施行期日は、各規定につき政令で定めます。但し、その期日は、昭和二十五年三月三十一日後であつてはならぬ」とあります、「これの期日を六月三十日と改めていただきるものでござります。そしてこの法律は昨年十一月の国会で御制定を願いました、御審知の通り輸出に関する部分は十二月一日から、輸入に関する部分は一月一日から施行いたされました、現在未施行になつておりますのは、第四章の外國為替の集中、それから第五章の限制及び禁止というふうな部分が未施行になつております。ただいま川島先生のお尋ねのごときしました点は、実はまだ第一に現在問題になつております点一つは、外國人の本邦内事業活動とうる問題でございますが、これは第四章の外國為替の集中の問題とそれから五章第一節の支拂いの問題等に関連いたす問題でございますが、日本の現在におきまして日本に参ります外國との間では、預金を持つた外貨の取引に、ただいま研究をいたしております司会部の承認によつて許されておるけでございますが、これをだんく、本の円の取引に持つて行く方角のもとに、ただいま研究をいたしており

ござりますので、その円の取引に持つて行く方法、それから程度等につきまして、非常に慎重な考慮がいりますので、まだきまつておらないのであります。それから外國為替銀行の為替業者と書いてござりますのは、現在御存の通り現行の政令三五三号で外國為替集中をいたしております。これは面集中に相なつております。従つての輸出ビルの一本々々がその都度集中になつておるのであります、こううことはたして制度の趣旨に沿うどうかということもございまして、いいじやないか、どの程度認めるかいうような問題がまだ研究中でござますので、これがきまらないのであります。

それからお外資の導入等に関する事項とございますが、これは第五章第三節の証券とか、それから第四節不動産等に関連をいたす問題でございます。御存じのように現在外資の導入は安本の外資委員会におきまして五一号に基きまして、たとえば外人があつて株を買いまする場合には許可される、不動産を買う場合には許可されといふようなこともありますので、これらの方針がきまりますので、これらの方針がきまりゆんと、実は第四章、第五章といふものを発動いたしますのに、三月三十日まで延ばしていただきまこういうわけでございます。

○前尾委員 大たいす議題となつてお  
ります。外國為替及び外國貿易管理法の  
一部を改正する法律案は、この法律の  
一部を改正して施行期日を延期しよ  
うという法律案でありますので、この際  
質疑を打切り、討論を省略してただち  
に採択に入られんことを望みます。

○川野委員長 前尾君の動議に御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議がないようですが  
から、本案は原案の通り可決することと  
に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○川野委員長 起立多数。よつて本案  
は原案の通り可決いたしました。

○川野委員長 次に国税犯則取締法の  
一部を改正する法律案、国税の延滞金等  
等の特例に関する法律案、災害被災者等  
に対する租税の减免、徵收猶予等に関する  
法律の一部を改正する法律案、及び國稅徵  
收法の一部を改正する法律案の四法律案を一括議題として質疑に入ります。

○農村委員 私は災害法に関連して  
二、三お尋ねいたしたいと思います。  
主税局長は先だっての御答弁におい  
て、災害の場合に所得稅法の災害規定  
で行くか、今回の災害規定で行くか  
ということは、納稅者の選択にまかせら  
れることを答弁せられたのであります  
が、この災害法の第一條には「他  
法律に特別の定のある場合を除く外、  
この法律の定めるところによる。」  
いうことになつておりますが、  
この法律の特別の定めというのは、所  
税法における災害の規定であつたと  
うのであります。そ�であるとすれ

ます所得税法の災害の規定を適用して、それでない場合に初めてこの災害法が適用される。所得税法の災害規定がまず先に優先して適用せられる、こういうふうに読めると思うのですが、この点いかがですか。

○平田政府委員 ただいまのお尋ねの点につきましては、第二條に特にその旨を明らかにいたしておるわけであります。まして、この二條の規定によりまして、所得税の規定との関係をこの法律において、明らかにいたしたわけございません。すなわち二條の中に括弧書きをいたしておりますのであります。「当該災害に因る損失額について所得税法第十一條の三の規定による控除をしない」という意味でござります。したがって、どちらが有利であるかというその選択によりまして、第二條の控除をしないといつておる限りでございます。しこうして、どちらが有利であるかといつてその選択によりまして、第二條の規定によって控除を受けるも、害減免法の規定の適用を受けた方が有利な場合におきましては、これは所得税法の規定によつて控除を受けるものに該当しないで、第二條の規定により減滅されるものに該当いたします。それで、そういう趣旨によつてこの規定改正して参りたいと考えておるわけあります。

○奥村委員 この第一條の括弧の一、得税法十一條の三の規定による控除これは自発的に納税者がこの十一條三の規定を認まない場合に限つて、そういう趣旨によつてこの規定の災害法の改正法が適用せられる、いうことになるのですか。

條の三の規定による控除は、納税者の申請によつて行われるのでございまして、従いまして申請がなかつた場合におきましては、この所得税法の適用がない。その場合におきましては第二條の規定の適用になるということをございまして、お話を通りであります。

○奥村委員 ところがこの災害法によりまして、附則の第四項において、この適用を受けようとすると場合においては所得税法第二十一條の一の第一項、あとずっとやはり申請書を出さなければ適用しない、こういうことになつておりますので、同じことになると、思いますが、この点いかがですか。

○平田政府委員 もちろんこの第一條の規定の適用を受けるためには、その旨の申請を必要とするのでござります。従いましてその申請をいたします際に、所得税法の適用を受けるか、第二條の適用を受けるか、納税者が選択しまして有利な方を申請できるということに相なるのでござります。なおこの附則の控除は、今申し上げました今後の恒久法として規定されておりまする第二條とは、実は別個の條文になりますおりまして、これは昭和二十三年の一月一日から昭和二十四年十二月三十日までに生じました災害に対する特別の規定でございます。この規定につきましては、この法律はいわば別個の法律と解すべき独立の條文でございまして、こういうものにつきましては過去にさかのぼりまして、今まで控除しなかつた部分を控除しようというわけですが、この規定でござります。従いましてこの規定の適用を受けるとする場合におきまし



体におきまして損害額の申告というのは、通常の場合は實際よりも幾分多い目に出ているのが普通でございまして、それをもとにして常に若干査定をしておるのが實際の状況でございます。従いましてあまりこの際改めて、被害額が実は多かつたのだという申請をしまして、それに基いて査定をし直すことにならぬかとむずかしいだらうと考えまして、この規定では一応その被害を受けた年分の確定申告書に記載された金額をもとにしまして、控除することにいたしておりますのでございます。従いまして全然その当時記載されておりません損害の額を、全面的にこの際むしかえして調べ直して行くということは、これはなかなか困難だと思うのでございますが、ただ非常に異例に属するような場合等につきましては、運用である程度考えますかどうかです。その辺のことにつきましては、なお実情を調べました上で、できる限り法の趣意に合するよう取扱いをいたしたいと思いますが、一般的にはさようなことで参りませんと、どうてい正しい損害の査定あるいは正しい減免というものがむずかしいのではないかろうか。かように考えておる次第でございます。

たが、災害の年は災害の申請はしていなかつた。従つて翌年以後三箇年にいたる減免の規定を適用されないと、不幸な人が、おそらく相当出て来ると、思うので、それについてはある程度この事情を認めていただきたい。こういうふうに思うのですが、いかがですか。

○川島委員 私は、國稅犯則取締並み規定において、被災の原因による所持する資産について、甚大な被害を受けた旨と被害状況及び損害金額を記載して申告をしていなければ、今度は削除せましたが、從來の第五條の適用を受けるべきでござります。従いまして、いやしくも第五條の適用を受けた場合においては、財産の基となる資産または事業の用に供する半分の所得について、損害金額を控除するという規定が第五條にございました。この第五條の適用を受けるとすれば、この第五條の適用を受けなければならない。こういう記載をして申告をしていなければ、今度は削除せましたが、従来の第五條の適用を受けるべきでござります。従いまして、いやしくも第五條の適用を受けた場合においては、財産の基となる資産または事業の用に供する半分の所得について、甚大な被害を受けた旨と被害状況及び損害金額を記載して申告をしていなければ、今度は削除せましたが、従来の第五條の適用を受けるべきでござります。従いまして、いやしくも第五條の適用を受けた場合においては、財産の基となる資産または事業の用に供する半分の所得について、損害金額を控除するという規定が第五條にございました。

つておるのでですが、しかも志を要する場合はこの限りにあらずといふことで、立会いを必要としない面も出でる。そこでお伺いをするのですが、従来は收穫官吏が捜索などをする場合に、納税者もしくは納稅者の家庭における女子の身体の捜索を必要とする事件が相当あつたはずだが、今後もあるといふ予想のもとにこう改めたのでありますようか。今後の見通しについても、こゝいう事態がひんびんとしてあるのかどうかということについて、例がありましたならば、それを聞かせておいてもらいたい。

○川島委員 変な質問ですが、そういう  
つた場合もあり得ることは想像できる  
のですが、さらにたとえ婦女子のま  
とつておりまする衣類、あるいは帶、  
腰袋をする場合に、女子の立会人があ  
れば、相手の女子をしてまつたく裸  
体にさせるということも予想され  
ます。ありていにいえば、婦女子の  
解説がこれでは成り立つわけですが、  
その点はどうですか。

○平田政府委員 法律上の條文としま  
しては、そういう必要がある場合にお  
きましては、従来からもやはり可能で  
はなかろうかと解説いたしておりますので  
あります。実際上は先ほど申し上げま  
したように、不要の場合が通常でござ  
いまして、お詫のような必要を生ずる  
場合は、よほど例外の場合であろうと  
考えております。

○川島委員 質問が前後にあります  
が、第三條の二で「必要アルトキハ銃  
ヲ外シ戸扉又ハ封テ開ク等ノ处分ヲ為  
スコトヲ得」となつておりますて、「必  
要アルトキ」という非常に漠然たるもの  
であります。が、「銃ヲ外シ戸扉又ハ封  
テ開ク」、こういうことが書かれてある  
のですが、これを通して見ますと、た  
とえば店舗を有するものが、住宅の方  
に通ずるかぎがある。そのかぎを臨検  
收税吏が、直接の実力をもつて明けて  
しまうというようなことをいうのです  
か。明けさせることができるのである  
か。実力でもつて收税吏がこういう行  
為を、独断で押し切つてやれるといふ

○平田政務委員 解釈なんですか。どちらですか。

とができるのでございまして、  
実際は大体納税者をしてやらせまし

○平田政府委員 金額につきましては  
教えていただきたい

算して見ていたらしい。たゞ、  
ます。全体いたしましては、もちろん  
ハーフマラソンの歴史歩合等を算

方も先ほど申しましたように、このよ  
うなものを縊体として見まして、徵收

きますが、この條文は、もちろん裁量権官の令状を持ちまして、この犯則処分法に基いて収税官吏が検査する場合に限りまして、適用になるのでございま

て、それでどうにも行かない場合に、  
こういった措置に出ることに相なると申  
います。

今取調べましてお答えいたしたいと聞  
いますが、追徴税、加算税は、予算の  
上におきましては、そのこと自体とし  
て特に計上いたしておりません。これ  
は当然追責からいたしましても相

また、そのようにおきまして入つておるといふことは、誤解ないようにお願いいたしたいと考えます。なお最近の統計はございませんが、二十三年度の加算税の

歩合等を適当に定めてあるということになりますので、抽象的にはこのようなものも入つておるというふうに御了解願いたいと考えております。

きましては、このよくなことはできな  
いのであります。が、令状をもらいまし  
てやります場合におきましては、警察  
官等の場合と同じように、これらの規  
定を設けることになつておるのでござ  
います。しかいたしましてこの條文を  
新たに設けましたのは、從来も第二條  
の一般的な解釈上、臨検、搜索、差押  
えと申しますか、この中にかような行  
為も当然できるということで、多年解  
釈されて來たのでございますが、新刑  
事訴訟法はこのよくなことににつきまし  
ては、なるべく具体的に法律で規定す  
るということになつております。新刑  
事訴訟法にもやはりこれと類似の規  
定であります。たゞ新刑事訴訟法によ  
りおきまして、時にそのよくな規定  
明らかにいたしておりますし、いかに立  
派なものであれば、だれでも立

○平田政席委員 今まで身にあつた事としてしまして特に中央まで大きな問題として入つて来てはいるような例はあります。聞いておりません。ただ新刑事訴訟法におきまして、特にそのような規定が明らかにいたしておりますし、いかにも成年のものであれば、だれでも立わせしめればいいといふのでは、總当らないといふ趣旨からいたしまして、のような規定を設ける」といたしました。次第でござります。

上当然認めておられましたところを、法律によりまして明らかにした点でございます。従いましてこの規定は、もちろん納税者に、普通の場合ならば鋏を明けさせるのが通常の行き方だと思います。その場合におきまして、納税者がそれに応じない場合におきましては、やはり実力をもしまして、この規定によりましてみずから鋏を明けたり、ひどいと見ゆる過失をいたすことによっていただいたいのですけれども、税のほかに追徴税と加算税というものがあるのですが、この追徴税、加算税といふものは、本税に対して、いくつ近の例によりましてどんな割合になつておるものですか。それから追徴税か加算税といふものは、予算にこの度入るものだとということを見てあるのかどうか。そういうことをひとつする法律案ですが、これはちよつと見ていただきたいのですけれども、

は今子子第の計算上は特別にそういうものを  
のとして見積つてないということを申  
し上げただけでありまして、実際は所  
得税の中に徵收歩合といふものを、年  
度内に入る歩合を定めておられますこと  
は、内藤委員も御承知の通りでござい  
ますが、この歩合を見ます際におい  
て、加算税も含めましたところで所得  
税が幾ら今まで入つて来ておるか、そ  
れに基きまして見ておるのでございま  
す。従いましてそういう意味におき  
ましては、加算税等のこととも考慮され  
まして、徵收歩合が見られておるとい  
うことには相なるかと思うのでございま  
して、特別に加算税の関係を別途に計  
り申上げますあの額の中にそれなり  
に九十九億程度決定いたしております。  
ただこれは、決定はしておりますが  
御承知の通り一定の納期までに納め  
限りにおきましては、追徴税を徵收  
ないような特例を設けまして運用を  
つておりますので、このうち幾ら入  
ておりますか、その正確な統計は  
なかなかむずかしいのでございまして  
大分遅れますとわかるのでございま  
が、今のところまだはつきりしたあ  
はございません。もちろんこのよう  
なものも、統計におきましては全部所  
税、法人税といったしまして、歳入実  
を申し上げますあの額の中にそれなり

度内に入つて来るという計算を立てておりますことは、内藤委員のお説の通りであります。資料も出しておりますが、その七四%程度入つて来るといふことは、追徴税、加算税等も加えて中には、追徴税、加算税等も加えてつて来るという計算を立てておるのござります。

○内藤委員 そういうしますと、二十五年度の二千四百八十六億なら二千四百十六億という所得税の基礎計算は、民所得にあの率をかけて、ここに数が出る。そのほかに前年度からいう追徴税、加算税というものがこれだけある。これを加えたものが二千

わせしめられはしいとしうのでは無い  
ないという趣旨からいたしまして、  
のような規定を設けることにいたし  
次第でござります。

は今予算の計算上は特別にそりやうのとして見積つてないということを上げただけであります。実際は得税の中に徵收歩合といふものを、度内に入る歩合を定めておりますことは、内藤委員も御承知の通りでござりますが、この歩合を見ます際において、加算税も含めましたところで所稅が幾ら今まで入つて来ておるか、これに基きまして見ておるのでございます。従いましてそりやう意味におまでは、加算稅等のことも考慮しまして、徵收歩合が見られておると、うことに相なるかと思うのでございまして、特別に加算稅の關係を別途に

九十億程度決定いたしております。ただこれは、決定はしておりますが御承知の通り一定の納期までに納め限りにおきましては、追徴税を徴収ないような特例を設けまして運用をつておりますので、このうち幾ら入っておりますか、その正確な統計はなかなかむずかしいのでございまして大分遅れますとわかるのでございまが、今のところまだはつきりしたものはございません。もちろんこのようのもとも、統計におきましては全部所税、法人税といったしまして、歳入実を申し上げますあの額の中にそれなり

度内に入つて来るという計算を立てておりますことは、内藤委員のお説の通りであります。資料も出しておりますが、その七四%程度入つて来るといふことは、追徴税、加算税等も加えて中には、追徴税、加算税等も加えてつて来るという計算を立てておるのござります。

○内藤委員 そうしますと、二十五年度の二千四百八十六億なら二千四百六十六億という所得税の基礎計算は、民所得にあの率をかけて、ここに数が出る。そのほかに前年度からの、いう追徴税、加算税というものが、だけある。これを加えたものが二千

○平田政府委員 百八十六億となるのでござりますか。所得税の見積りは、

国民所得から見積つてございません。国民所得は重要な参考資料にいたしておりますが、国民所得というような荒っぽい計算方法でやりますことは算の説明にも書いてありますように、二十三年度に現実に賦課した額、その額を元にいたしまして、それに対しても生産・物価等の指數を乗じまして、二十五年度の所得は幾らになるであろうか、その課税所得金額を求めまして、それに対してそれべの税率を適用しまして、賦課見込額を出しておるのでござります。しかしてその賦課見込額の中で年度内、つまり二十五年度内に幾ら入つて来るのかということをきらに見込んでおりまして、それが二十五年度の予算におきましては、七四%程度申告所得税は入つて来るものと見ておるのでござります。源泉課税は、成績が非常によろしくございまするので、九八%程度実際におきまして入つて来るものと見込んでおるのでござります。しかして残余の申告所得税の二五%の分は、結局翌年度において、入つて来るわけであります。従いまして二十五年度の予算におきましては、二十四年度から繰越す分が入つて来る同時に、他方二十六年度に繰越す分を二割五分差引いて、所得税を計算いたしておりますのでござります。その歩合を見ます際におきましては、従来の実績によつておりますので――この実績の中には先ほどから言つておりますよう

た所得税を見ておりますから、従いまして大体におきましては、そのようなものも見込んで本年度に入つて来る所得税は、全部で幾らかということを見得の延ばし方につきましては、大体国得の延ばし方と同じような方法に民所得の延ばし方と同じような方法によつております。ただ所得税法の所得計算と、国民所得の所得計算の定義の仕方は若干違ふ場合がござりますので、そういうものはそれべつた方法によつてやりますが、大体において生産の増は幾らあるか、物価が幾ら上がるかというようなことで、国民所得の見積りと同じようにいたしておるのでございますが、国民所得自体を所得税の見積りの基礎にいたしておるわけではございません。そういう関係に相なつておりますことを御了承願ひたいと思ひます。

干影響はあるといふことが、二十四年分の歳入にあって、先般から申し上げておりますように、申告所得税は本年は相当減収になります。しかし二十四年度の予算の中には入つて来るかと考へておるのでございます。したがつて年度内に入つて来る分は七五%程度という見込みでござりますから、それをしてこの改正によりましてかうなる程度のものではあるまい。かうしたこととしておきましては、それはほど大きな要素にはなるまい。むしろ加算税、本税を通じまして年度内に入つて来る分は七五%程度といふことを見ておりますが、そなういうものも一つのファクターの中にあります。しかしながら申告しておるのではございません。したがつて年度内に入つて来る分は七五%程度といふこと見ておりますが、そなういうものも一つのファクターの中にあります。

附則の第二項に規定いたしますが、このことはつきり書いてありますよと、二十三年一月から昨年の十二月までの災害の損失控除を、さかのぼりまして控除しようといら規定でございます。しかしてこの規定の適用を受ける前の條文いたしまして、従来の災害減免法第五條の規定、新旧対照表をこちらになればわかりますが、改正前の第五條の規定によりまして、災害により所得の基因たる資産または事業の用に供する資産について甚大なる被害を受けたものにつきましては、所得を計算する場合におきまして、その損害金額を必要経費とみなして控除すると書いてあるのでござります。従いましてお話をのように二十四年中に災害がありまして、たとえば田畠がやられたとか、あるいは店舗がやられたという場合にましましては、第五條の規定の適用を受けるために、さらに施行令にいろいろな事例をあげまして、それによ被害の状況、損害金額を申告書に記載しまして、この規定の適用を受けることになりますのでござります。その被害、比較的少くて、去年一年限りでその一つおるのでござります。その被害、損害金額が控除し切れた納税者の場合おきましては、その際に完全に救済しておりますので問題はないと思いまが、その年限りで控除し切れないであります。従いましてお話を通り、畠等が昨年の被害でやられた納税者は場合にはおきまして、昨年中の所得金額から控除し切れないので損害金額がありましたが、した場合におきましては、二十五年

かつた部分を、必要経費として繰越しておりますが、これは原則として二十五年以後の災害の分から適用になりますので、これで特に特例を設けまして、さような方法によりまして過去の災害の分も、極力納税者の実情に即するように処置をいたしたのでござります。

○小山委員 私が特に聞いておりますのは、標準課税による場合に、必要経費としてはたしてこれが入つておるか入つてないかということが、納税者本人にわかつていないのでないかということです。

○平田政府委員 第五條の規定を適用いたします場合におきましては、必ず申告書に損害金額を書いて中告をしておることになつておると思ひます。従いまして一応所得の標準額を出しまして、その出た所得からその損害額を引いて計算しておるのでござります。従いましてその損害金額が残つておる場合におきましては、これはやはり二十五年度の所得を計算する際におきまして、一応標準等によりまして計算しました所得金額から、その損害金額を引いたということに相なるのでございまして、大体私も結論としてそななるのではないか、かように考えておりま

**ANSWER** The answer is 1000. The first two digits of the product are 10.



に運用いたしていただきたい、かよら  
にお願いして、質問を打切りたいと思  
います。

○平田政佐委員 この條文は、今回別に改正をいたしてないのですから、が、お話を適用になりました例は、今はつきりした材料を持ち合せておりませんのです。しかしこゝ少数ではありまするが、あるように記憶いたしておられます。ごく最近におきましてこれで告発した例があるかどうかは、必要があるとすれば、また他の機会におきまして、取調べまして御答弁いたしてもらいたいと思います。

文書をもって、何件何点で、小競りあがめられれば差押えを執行する、こういふ威嚇的なことを言つてまわつておることも、且下ひんびんとしてあるのであります。元来租税法から行きまして、そういうことがあってはならないはずであるにかかわらず、それが具体的な事実として、今もつて実行されておるということは、納税者にとつてまたきわめて迷惑千万であるのです。そういうところから一種の税金闘争や、集団的な反税闘争が巻き起つてゐるという原因も、そこに大きくなるわけだと私は感じてるのであります。が、そういう問題について当局では、これは高橋長官がおればなおいいのですが、全国の各税務署長に対して、そういう問題に対する厳格な示達が何か

行われておりますので、これに対しましてはやはり政府が一体となりまして、断固不当なものに對しましては対処する考え方を持つておるのであります。と同時に今お話をございました審査の請求に對しましては、できる限り早くそれを片づけるという方針を、開議でも先般決定していただきまして、これを地方にも流したような次第でございます。大体の実情から申しますと、一定の決定通知をよこしますと、納税者の方々が多数税務署に来られまして、いろ／＼質問し、どうして決定したかを聞かれるわけであります。その際におきまして、簡単なことは、計算の間違い等を見発しました場合に、即座にでも直すような方向へ指導

さしつかえないと思いますが、さうに  
それにつきましては、必要がございま  
すれば、他の機会に国税庁長官からで  
も御説明するよういたしたいと考え  
ております。

○川島委員 まことにしつこいようで  
すが、今の問題は、私はもう全国的に  
そういう事態が起つておるのではない  
かと思うのです。それで当局の説明に  
よれば、税務当局はいつでも納税者と  
直接会つて、誤りがあれば訂正してお  
る、こういうことを言われるのです。  
そういうこともあります。あります  
が、更正決定に対しても不満である。税  
務署に出かける。それでは口頭ではい  
かぬから、こういう書類を出せ、こう  
いう書類を出せといつて指導すること

者に對しては、納稅義務者の納得の行くような審査の方法を講じ、誤りがあればそれを訂正し、誤りがなければこれをまた法に従つて徵收することは、もとよりわれ／＼には異存がないわけであります。ただ非常に眞実といいますか、誠意というものが非常に足りないといふことだけは、私どもの狭い範囲においても、事実いろ／＼の具体的な事例がかなり多くあるのです。従つてその問題についての処置に對して、當局はできるだけ早く納稅者の人心を安定せしめる上から行きましても、急速なる手配をすることがきわめて必要ではないかと思いますので、そのこと強く希望しておく次第であります。

○川島委員 先ほどお尋ねをしはぐつたことがありますので、この機会にお尋ねをしたいのですが、やはり國税の犯則取締りに関する問題で、第二十二條の問題であります。國稅ノ納稅義務者ノ為スヘキ國稅ノ課稅標準ノ申告ヲ為サルコト若ハ虛偽ノ申告ヲ為スコト又ハ國稅ノ徵收若ハ納付ヲ為ササルコトヲ煽動シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス」この問題について、最近各所にいろいろ稅金鬭争などが行われておるようですが、この第二十二條が実際に適用されたたかどうか。あればその例について一、二あげてもらいたいと思うのですが。

それからついでにお伺いしますが、最近の年度末にあたりまして、更正決定期に対する再審査の要求などが、非常に納稅義務者から出でるわけあります。ところがこの問題については、委員会でも国税長官等に対して、かなりひんびんと議論があつたところであります。しかも当局のお答えによれば、いつも末端に対する通達を厳重にして、なるべく納稅義務者の審査に的確に応ずるように務める、こういう答弁を繰返しておるのであります。が、実際の実情はなかく、今もつてそう行つております。最近私が身辺において聞いたり聞かされたりする具体的な事実におきましても、審査要求をいたしましても、まったく審査要求に対する何らの調査をしておらないということが大部分であります。しかも何らの調査をせざして、いきなり口頭もしくは

としていまなおどうも同じようなことがあります。その点についての何か示達をいたしました例があれば、その例を、またそういうむちやな税務官があつたとして具体的な事実をあげた場合には、それに対して当局としてどういうような处置をする方針であるかということについて、重ねてこの問題は今当面の問題でありますので、この機会にお伺いしておきたいと思うのであります。

○平田政府委員 まことに、「いつもともなお尋ねでございまして、政府といふましても、本年度の更正決定後に対しまするいろいろな対処する策といふまして、適正な納税に努めることにいたしておりますのでございます。一面にお

はたして所得金額がいずれか正しいかど  
か、納税者の言い分がすぐ正しいかど  
うかわからない、こういふものにつき  
ましては、やはり一定の調査を要しま  
すので、この問題につきましてはすぐ  
即座に解決をはかるということは、こ  
れはなか／＼困難であろうと思ひます  
るが、そういうものにつきましても、  
極力早い機会に詳細によく調べまし  
て、審査の決定を急ぐようにならした  
いと考へておるのでござります。実際  
問題としましては、大体二月末に決定  
通知を発送いたしまして、その審査の  
期間がそれから一箇月ということにな  
つておりますので、今後お話のよくな  
点につきましては、四月、五月にわた  
りましてできる限り迅速に処理をはか  
りたいということにして、極力適正を  
はかる方針であります。闇議決定の内

も一向何らの審査の形跡がない。結局はやぶから棒に差押えの通告が来る。こういうことが実際地方に行つてみるともう大半なんです。そういうことであつてはならないはずだと私は思うにとかかわらず、そういうことが今もつて繰返されておる。そういうことから、繰返して言ふように、そこに火に油を注ぐようないろいろの運動が巻き起るという事柄であつて、政府みずからも怠慢によつて、いろいろの好ましからぬ集団的な運動を起さしめておる。実際問題は逆にこういう形になつておる。ですからこの問題については、非常に年度末を追つておりますし、一箇月だと言うてもつきよつます。実際となるべく急速に審査を申請する

○竹村委員 川島委員から言われましたことに関連して一、二お伺いしたいと思うのです。大体更正決定を出されると、異議の申立ての者がいろいろ立てる。ところがこれは大体個人々々で行くということになつておるので、いろいろふなれたために、その申請書をいろいろな形で――農村なんかでは自分で讀けないというので、それを書いてもらつたりして持つて行く。そうすると、団体はいかぬ、個人々々を要付けるなどいで、結局個人が百人なり二百人なりして行く、そういう場合においても取締るものであるかどうか、伺つておきたい。

に——たとえば千人も二千人も異議申立てをしようとするのに、一日に百人とか二百人とか制限を受けている。そうすると、団体的にこれを受取れといふ運動が起るのは当然だと思しますが、こういう制限をされないようにならぬ税務署に通知される意思があるかどうか承りたい。

○平田政府委員 どうぞどちらが結果だか原因だか、むしろ逆に考えるのでですが、多数の方が押しかけられて税務署の秩序が乱れるというおそれが、最近の事例によりましてもあるわけでありまして、その秩序が乱れたためにお互に適正な処理ができませんから、それを順序よく処理する方法といたしまして、お話をのような処置をとつている場合もあると思います。これはお互に秩序を守つて適正に処理したい、こういう趣旨で行きますれば、おのずから問題は解決するのではないかと思ひます。

○竹村委員 その意味においては、別に私たちには問題はないのですが、一日に百人なら一百人といわれて、異議申立ての期間が限られておるということになると、その限られた以外の人數の人が異議申立てをする期間がなくなるのですが、これに対してもうするのですか。

○平田政府委員 異議申立ての期間が切れたような場合にはおきましては、おそらくそういうような番号で制限するといふのではなくて、経理上名目利用のインフレ時代には、経理上名目利

益があつても実際の利益はなかつた。そういう意味で名目利益がありとします。それに百パーセント課税して行けば、それは完全に資本を食つてしまふのではないかという心配をするわけです。こういう意味から考えまして、今後そういう大きな会社方面でもいろいろ問題が起つた場合、追徴、加算税を過去にさかのぼつてとれるということになつたら、おそらく日本の経済再建というものはできないで、逆に税のためにつぶれてしまうのじやないかと思います。こういう場合にさかのぼつて追徴、加算税をとるものか、新しい税法によつて親心で解釈してやつて行かれるか、この点を伺いたい。

○官庫委員 現に税をとられるためにつぶれて行く会社が實際でてきているのであります。こういう場合に徵收猶予、たとえば一年なり二年なり猶予してもらえば、その会社が再建できると思うのに、税務署なり国税庁の方では、それはまかりならぬ。いかなる場合でも、家を売つても工場を売つても整理してしまえ、こうしようとを言っておられる。これはなるほど法律の規定からいえば当然かと思いますが、何かそういう場合——おそらく税をとつたために工場、会社がつぶれてしまう、そうなると失業者を二百人なり三百人なり出すという事実もあり得るわけですか、こういう場合には、何かそういう特別の経済上の立場を考えたて、徵收を猶予できるような方法はないものでしようか。

はかつて行くようにいたしたいと考えます。

○竹村委員 東京都におきまして物納された土地等の処分をされる際に、直接その土地の上に家を建てているというような人にこれを売り渡される方針であるか、あるいはまた不動産株式会社といふようなところを通じて、売り渡されるのであるかをお聞きしたい。

○平田政府委員 国有財産法の問題であるように了承しますが、これは別にその方の政府委員から御説明申し上げます。

○宮川説明員 お答えいたします。物納不動産の処分につきましては、信託会社その他不動産会社等を通じまして売却する方法と、国におきまして直接売却する方法と、二つの方法を併用してやつて参りたいと考えております。現在もさようにやつております。

○竹村委員 それでは一つお伺いしたいのですが、大体今まで住んでいた土地が物納された、しかもそれに對していろいろ手入れを加えてよくなつた場合、これが不動産会社から処分される場合に、そのよくなつたままの価格で不動産会社にまかされるのか。あるいはその元の物納された、荒地であつた当時のものの価格で不動産会社にまかされるのか。どちらですか。

○宮川説明員 手入れを加えました価格、すなわち時価によつて評価いたしまして処分いたしております。

○竹村委員 それでは現在そこに住まつておる人で、その土地をよくなしたという代価は、そのよくなした者に認められないのですか。

○宮川説明員　その人が有益費用を授じたような場合には、その価格の分は支拂い代金の決定の際に考慮いたしまして、減額できるように考えておりま

○竹村委員 もしそこに住んでおる人が買う希望を持つてゐる。しかし大蔵省の方からまかされたたとえば不動産株式会社とか、そういうものが不当な価格で売つて、その人のいろ／＼修理したもの認めないで紛糾が起つたよな場合に、その本人から申立があつた場合においては、適当な価格に訂正されるかどうか。

して壳拂いを委託いたします際には、  
当初政府の側におきまして大体の価格  
を示してやつておりますが、当然そぞろに  
いう点を考慮に入れてやつておるはず  
でござりますが、あるいは調査漏れ等  
によつてそういう事情が判明いたゞ  
り、後ほどそういう事實が判明いたし  
ました場合には、不動産会社に対しま  
してその壳拂い価格に対しても、その補  
情に基きまして手心を加えることがで  
きると考えております。

◎川宮説明員 正確にはたゞいま既にいたしかねるのであります。但し、事柄の性質上そういう経費は、売拂いを受ける者の負担にはならないものと考えます。

物納されました。土地に私の身辺の者がいるの問題ですが、具体的に申し上げますと私のきわめて身辺の者ですが、物納は財産等において不動産、土地一坪百五十円の割合で物納いたしました。その土地だけではなく、最近の傾向ですが、この不動産のうちの家屋と地価といふものが最近ではむしろ逆なんです。その土地におきましては下つておる。下つておるのが大勢な〇川島委員 ところがその時価の問題

額の倍といふことに今もつてなつております。これが昨年の当初とか一昨年の暮れといふならば倍近くのものもあつたし、またそれで捕下げを受けた者もあることを私知つております。ところが最近でもやはり依然としてその一昨年の暮れあたりの時価相場を持続して、今日でも百五十円のものは三百円でなければだめだ、こういうことになつておる。そこに私どもが納得のできないものがある。その点どういうことになつておるのか。そういう方向で政府は業者にやらしておるのか。もう一べん説明してもらいたい。

○河田委員　主税局長にお伺いしますが、第二十二条、これは古い法規なんですが、この「国税ノ徵收若ハ納フヲ為サルコトヲ煽動云々の文句あります。が、御承知のように最近は個人申告基礎にしたものに基かず、標準的るもので天くだり的にやつておる。従つて個々のケースの場合にはこれが非難定、何らの調査に基かず、個人申告に問題となつて、不当な課税になつてゐけです。また與党である自由党でも、最近の新聞を見ますと国税並びに地税がやはり割当課税になつておる。だからこの割当課税を廃止しなくてはならぬ、ということが、與党の幹部の諸君の会合でも発表されておる様に、本実をいう点が多いわけなんです。近ではそういうことから納税者が、納税の徴収に対する手続並びに税等に関するいろいろな会合を持つて、本の徴税方法並びに税制などに對するいろいろな意見表示をやつております。ところが最近ではこういうこと多かれ少なかれ税金の滞納もしくは納しないような煽動などして、検査局たりでも会同を催しておるようですが、一般的な場合にそういうことを意味表示するのと個々のケースの合と、この二十二条の場合においてどういうふうな御解釈を持つておられるか。これをお聞きしたいと思ふる。」

ト若ハ貿易ノ申告ヲ為スコト又ハ國稅ノ徵收若ハ納付ヲ為サルコトヲ廻動シタル者」というふうにはつきり規定しております。これに該当する限りにおきましては、本條の適用を受けるということに相なるかと思うのであります。

○河田委員 もちろん税務署から見れば、國稅の徵收納付をなさないことを煽動した者はということになるのです。が、しかし納稅者から見れば不當な課稅であり、万人が見てもこれはきわめてむちやな更正決定である、あるいは確定申告であるということが認められる場合も、それを納める必要がないということを言えばこれが煽動になるか。つまり不当な課稅に対しても、この点をはつきりしてもらいたい。

○平田政府委員 不當な課稅云々といふ問題は、直接には関係ないのでございまして、この條文に該当するかないかは、一にここに書いてあります。條文に該当するかどうかによつてきましたら、この解釈を最後にきめますのは、これは裁判所でありますて、検察庁がこれに該当すると認める事実があります場合は、告発する、起訴するということに相なるかと思うのであります。

○河田委員 最近——きのうきょうでしたが、検察庁あたりの租稅の方の係の検事が会同しておるのでですが、最近いろいろ納稅に対する国民の、いわば問題が大きく起つておりますが、これに対しまして大蔵当局としまして、今日の課稅方法が、どこにおきましてもきわめてむりな更正決定が起り、これ

は昨年あたりもそうでありました。これに異議申訴をする。これは大体三分の一に折れ合いかつて、半分に折れ合いかつて、たゞさんあります。従つてこういふ場合に、特に警察官あるいは検事局等が、わざかなことにでもこの法をたてにとつて出ることは、むしろ事態をます／＼悪化させる。紛糾をさせるものだと考る次第であります。が、これに対して大蔵当局は、今日の実際の徵税方法あるいは税務署の能力から行つて、適正に課税されていないものと私は思うであります。が、こういふ見通しと、それから現在の状況において、はたして今後こういう司法的な権力までも動員しなければ、この問題が解決しないとお考えであるかどうか。この点をお伺いしたい。

○平田政府委員 適正な課税につきましては、本国会におきましてもたびたび御意見を承つておりますし、おそらく國税厅、税務署といましても、ベストを盡してやつておるものと考えておるのでござります。結果がはたしてどうであるかといふ点につきましては、私どもから申し上げるよりも、御批判にまつた方がいいのではないかと思ひますが、少くとも妥当な決定をすることに全力をあげているということは、申し上げ得ると考るのであります。

それからこのよう規定の発動する場合は、最近の事態といましては、私はやはりあり得るのではないかと考えております。地方によりましては、煽動を越えて暴行、脅迫に及んでいるケースも相当あるようにも聞いております。

○前尾委員 国税の延滞金等の特例について申します。今税務官吏も一方におきましては、相當苦労をして徵税事務に当つてゐるということも、同時にひとつ御了承願いたいと存する次第であります。

おりますので、この規定あるいは公務執行妨害罪等といまして、告發起訴するようなケースが若干あるのではないかと思います。まことに遺憾ではございますが、そういう事態が起きましたならば、やはり必要な法律を適用いたしまして秩序ある運営をはかることに、政府といたしましても努力いたしましたと考えておるのであります。

○河田委員 しかしながら今そういうケースの場合にはこの法を適用するといふことであります。が、現在の税務署のやり方が、先ほど申し上げましたように與党からすらも、割当課税に対する反対ということが言われてゐるので、こういふうなことに基いてやつた徵税官吏の責任に対しては、事実どういうふうにおとりになつておるか。今までそういう税務署の署長なりあるいは課長なり、あるいはそれが上の人々がそういう割当的な決定をやつしていることに対する相当御处置については、これまでそういう税務署といましても、

○平田政府委員 先ほど申し上げました通り、適正な課税をすることにベストを盡してやつておるものと考えておるのでござります。結果がはたしてどうであるかといふ点につきましては、私どもから申し上げるよりも、御意見を承つたよくな事実がありましたが、少くとも妥当な決定をすることに全力をあげているということは、申し上げ得ると考るのであります。

第一の災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予、この問題に対しては、もちろんその精神とするところに大きな反対の筋を持つものではありませんで、それ／＼責任をとるべきものと考えておるのであります。相当現在の事態がいろいろむずかしい点がございまして、今税務官吏も一方におきましては、相當苦労をして徵税事務に当つてゐるということも、同時にひとつ御了承願いたいと存する次第であります。

第一部を改正する法律案、国税犯則取締法の一部を改正する法律案、国税徵收法の一部を改正する法律案、この四つのたゞいま議題となつております法律につきましては、すでに十分審議もございましたが、そのうち事態が起きましたと考えておるのであります。

○川野委員長 前尾君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議がないようありますから、ただいま議題となつておられます四法案については質疑を終了

○川島委員 討論は通告順によつてこれを許します。川島金次君。

○川島委員 大だいま議題になりまし

ておる方へお尋ねします。

○川島委員 お尋ねのとおりです。

○川島委員 お尋ねのとおりです。

○川野委員長 前尾君の動議に御異議ありませんか。

○川島委員 お尋ねのとおりです。

○川島委員 お尋ねのとおりです。

○川島委員 お尋ねのとおりです。

○川島委員 お尋ねのとおりです。

○川島委員 お尋ねのとおりです。

害もまた刻下の国民経済の実情や、治

山治水等に対する徹底的な施策の欠如

等からいたしまして、さらに年々こう

わなければならぬというよ

な実情

にありますので、これを一日早く

は正する必要があるということは

われ／＼も主張いたして参つたところ

であります。ここに政府が選ばせな

がらその方向についてこの一部の改

正案を出されたことについては別に異

議はないのであります。が、元来が、

私たちも今回政府の立案いたしました

議はないのであります。ここに政府が選ばせな

がらその方向についてこの一部の改

正案を出されたことについては別に異

議はないのであります。が、元来が、

私たちも今回政府の立案いたしました

議はないのであります。ここに政府が選ばせな

者の苦痛を一層加重しておるといふような事例も、枚挙にいとまないようないま情でありますので、政府はこれら國税犯則の取締りについても、今後とも各段の留意を拂いまして、かりそめにも本来の正しい納税者、その他に対するところの人権の侵害等のごときことがないよう、大いに留意すべきであるといふようなことを、この際特に強く警告をいたし、かつ本案に反対をいたすものであります。

○川野委員長 三宅則義君。

○三宅(開)委員 私はただいま議題となりました災害被災者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、國税犯則取締法の一部を改正する法律案、國税の延滞金等の特例に関する法律案、並びに国税徵收法の一部を改正する法律案につきまして、自由党を代表し賛成の意を表す旨を申述べまして賛成の理由を申し上げたいと思うのであります。

災害者に対してもあります。が、これは震災、風水害、火災等々に入るのであります。が、從来あります。と、大体五万円以下は全免し、少くとも三十万円に達するまでは、五割を免稅することになつたわでありまして、これは一大進歩であります。が、よろしく考へておるに助長いたしておるものであると確いたるものであります。まことに改訂である。かように考へておるであります。なお災害については昭

二十三年及び二十四年のいわゆる過去三箇年にわたりまするところの災害についても、新たにこれに対する規定を適用しようというのであります。ことに当を得た改正案であると思いまして、賛意を表する次第であります。

次に申し述べたい事柄は、國稅犯則に対することであります。これは物品稅等に対しまして、從業は通告期間を一週間以内に告発するというふうになつておりますところを、今回は二十日間の余裕を與えて、かかる後に告発するというようになりますから、これもたゞへん軽便なことに改正されたものと確信します。さらに先ほどお質疑がありました刑事訴訟法の改正に対しまして、女子に関しては特に身体の検査にあたりましては、立会いをさせるなどいよいよなごとも、また時宜に適したる改正であるということを感じるのであります。なお特に声を大にして申し上げたい点は、國稅の延滞金等の特例に関する法律案でありますて、これはわが党の政策を如実に現わしたものでありますて、特に新稅法によりまして四月一日からということになつておられましたものを、本年の一月一日から三月三十一日に至ります三箇月間の分をさかのぼつて、これに対する加算稅あるいは追徵稅等に對します減免いたさうというわけでありますて、これまことにわが党の意見を尊重いたしておりますて、延滞金が二十錢であつたものを八錢に下げる。あるいはこれに対しまして、加算稅が十錢であつたものを四錢に下げるというふうな点につきましては、まことにつけな案であると思つてありますて、これは法

田大蔵大臣の説明にもありましたが、まことに私どもの賛意を表する大なるものであります。

次に国税徵収法の一部を改正する法律案であります。これは今度の地方税の改正につきまして、国税と地方税と同一順位によつて取上げる、こういうことであります。これもまた当然な理由であるといふことを感するわけでありまして、ことに新税法の趣旨にのつとりまして、先ほど申し述べました比率も今まで高かつたのであります。四錢にいたそうという線から見ますと、まことに当を得たものであると確信するのであります。また差押え等につきまして給料、俸給等をとりますものにつきましては、全部を差押えることができない。七五%までは所得者が取り、残りの二五%しか差押えることができない、というようになつてゐるのであります。これもまた時宜に適したる改正案であるということを考えまして、この四法案に對しましては、少くともわが自由党は声を大にして、この改正案に賛成する次第であります。

私は以上をちまつて、反対討論もありましたが、わが自由党はどこまでもこの法案を早く実行いたしたい、こういふ線に沿つて賛成をする次第であります。

○川野委員長 河田賢治君。

○河田委員 私は日本共産党を代表しまして、ここに上程されました四つの法案に対して反対するものであります。

大体社会党の川島委員から説明があつたので簡単に省きますが、災害

被災者に対する粗暴の減免等に関しては、今日はわざか十五万円が所持してしまって、マツチ箱のような家を建てましても二十万や三十万円はかかるのであります。従つてこの程度の災害の被害に対しては、ほとんどなさざるにひとしいものであります。従つてこういう意味で、私たちはこれがもととく高額な減免をなすべきであるという立場から、これに対しでは反対します。

また国税の延滞金等の特例に関する問題では、なるほど従来よりも四月一日から施行される法律に基いて減りはいたしましたけれども、本来からしてこういうものは取るべきものでない。特にまたすべてのこうした延滞金並びに追加あるいはその他の問題にしまして、今日の徵収のやり方から見ますれば、たとえば高額所得者であつて、しかも納められるべき税金であるにもかかわらず、むしろこれが安くなることによつて、あちらこちらに金融をして金もうけをやる者もできる。一方においては、税を拂おうにも拂えなくて拂わない者もある。こういう者がからぬ減免がありまして、実際における形ひしく取つて行く。こういうのが今日の税務署における実際のあり方なんでありまして、従つて今日この程度の減免がありまして、実際における形金の拂えないような人々にとつてはやはりきわめて重い徵税になるわけであります。従つてこういう点から私は反対します。

また国税徵収法の一部改正につきまして、現在の徵税官僚機構の強化についてそれ以外の何ものでもない。これはこれまでの徵税機構をそのまま

化して行く。現在非常に不適にやつて  
いることを、今度合法化するという線  
なるほどこれによつて、若干新刑事訴  
訟法によつて人権を保護したように言  
われておりますけれども、従来の法律  
は明治三十年代の遺物でありますとて、  
本来ならばこれは博物館に入れるべき  
法律なのであります。こういう法律に  
若干の改正を加えましたが、しかし改  
正された部分におきましても、鎌をは  
ずしたり、あるいはとびらをこじあけ  
たりして、まるきり異常以上のような  
やり方でとつてもいいということは、  
本来からいって民主主義的な國のあり  
方ではない。また女に対するあれなん  
かも、新しいあれによつて認めたとは  
言つておりますけれども、元來からし  
て普通の刑事訴訟法に基いて、たとえ  
ばどろぼうしたとか、あるいは詐欺を  
したとかいうものとは、國稅犯則にお  
いてはやや趣を異にする私は考える  
ものであります。従つてこの点につき  
ましても、他のいわゆる刑法に基くも  
のとはここでは區別すべきが当然だと  
私は思う。こういう点で今日女を裸に  
してもいいというような法律は、やは  
りない方がいいのである。ビストルを  
警官に持たせれば、だれもかれでも  
ちょっとと撃つたりして、非常なあやまち  
を犯しておりますが、やはりこういう  
法律をつくれば、今日の稅務官吏の頭  
の状態、またやり方の状態からしまし  
ても、こういうものがどん／＼適用さ  
れて、かえつて国民に非常な迷惑をか



第二会社として平代田商業株式会社といふものが設立されたということは、これはもう確実であります。これに

対して大体東京海上火災とか各社等の代理店をこの第二会社が引受け、そして大体公団発足当時から保険をかけられたものは約六億円であつたらしいのですが、その保険金として受取らしに約六千万円である。走つて

○竹村委員 実はそれでは現在あります  
す石炭やコークス等は、一体どういう  
形で売られておりますか。たとえば公  
売的な形か、あるいは指定された人  
に売つておるのか、その事情をひと  
こ……。

○加野説明員 それは焦げつきが生じないように、公園といたしましてできるだけ支拂い能力を調査いたしまして、解散後に売つたものについては、回収不能は生じないと見込みであります。

○竹村委員 そうすると、現在コーカスは一トソ当り大体最近売られたものに限っております。

が、もしあとでよろしければ調べて御返事いたしたいと思います。  
○竹村委員 実は私は来ていただきましたが、休みだといふことを要求したのですが、休みだということですから、その人が出て来らなければ質問を続けたいと思います。  
○宮腰委員 ただいま配付になりますた解散当時の売掛一覧表の中で、これが現在でも残つておるものでありますか。その当時残つておつたものでしょ  
うか。

○審議委員 現にこの中で船税のために起訴になつてゐる会社が幾つかあります。これは再後整理法によつて第二会社が生れますべく、生れた場合に、第一会社に對してはおそらくこの支拂い請求は法律上できないのじやないかと思ひます。先づ規会社、いわゆる第

○植木説明員　ただいまの保険契約の問題でございますが、公団の創立以来昨年の九月十五日までに、大体おつしやつたようく六億円程度の保険契約をやつておりますて、これに対しても求償額は非常にわざかであるということは事実でございます。

それから保険契約をいたす場合に、従来醸業公團の以前の日本石炭会社で、四つの保険会社の代理店があつたのでございますが、これがいろいろ煩雑あるいは手続等の関係で、千代田商業会社といふものに一本に統合いたしまして、これを経由して保険契約をいたす場合に、

だたということでも事実でござります。ただこの千代田商業会社は、保険会社十社といまし、この代理店を通して保険契約をやるということでござります。

○竹村委員　もう一つ尋ねますが、併つてこの代理店が一應手数料なんかあるということになれば、公團に手数料等は入つておりますんな。

○加野説明員　簡意契約で販賣いたります。

○竹村委員　そういういたしますと、隨意契約で手形でお売りになるという場合においては、もちろんこれはいろいろ問題になつたのでありますから、必ずその売り先の支拂い能力——手形の支拂いなんかにはならぬというような点は調査されているのでござりますか。

それともそういう点はお考えにならぬ

○竹村委員 そうすると、最近信託生産  
学工業株式会社等へ売られたかど  
うか。これはコーケスだと思いますが、  
売られたことがありますか。おわかつて  
になりませんか。

には、第二会社が生れて参りまして、本来の会社の債権債務であつたものが、第二会社でその債務を引受けないうような法律的な問題がまず起つて来ると思ひますが、そういうことについては手を打つておるでしようが、○岡野説明員 私法律的手段について詳しいことを存じませんので、なはだ申訳ありませんが、いろいろな問題がござりますし、そのかにも強硬措置として訴訟をしたり

○岡野説明員 これは政府の方の答弁ではございませんが、よく御趣旨の方で、配炭公団の方といたしますれば計算入に伝えまして、疎漏のないようになります。

○宮原委員 この資料の中でもちろん、再建整備法の適用を受けないので、ごく最近解除にならなくてもそのまま持続できる会社があるようですが、これ

1960-1961

に対してまだ大口が半分残つていると  
いうことははなはだおかしいと思いま  
す。なおこの資産内容を一つ見て  
も、証券市場に上場になつて有一流  
会社だつて、このくらいの資金を拂え  
ないような会社はおそらくないと思いま  
す。これはもう少し強硬にとらなければ、  
あとでいろいろな問題が起ると  
思いますか、どういう方法をとつてお  
られるでしようか。

○岡野説明員 まことに申訳ございま  
せんが、先ほどの一月三十一日までの  
回収金額を、私間違えまして申し上げ  
ましたので、御訂正願いたいのであります  
。はなはだ申誤りません。九月十六  
日から一月三十一日までに総額におい  
て回収いたしましたものが百三億でござ  
ります。それは大口についてだけで  
なく、全部の百九十億に対しての入金  
であります。従つて一月三十一日の残  
は、大体八十七億ということになるの  
であります。それは大口についてだけで  
なく、全部の百九十億に対しての入金  
の八十七億の中には、たとえば鉄工品  
貿易公団とか、国鉄とか、配炭公団の  
方でも借金がありますので、これと相  
殺するものを落しまして、あとのもの  
については一生懸命あらゆる方法を講  
じまして回収に努力しております。

が統一しておるわけであります。そこで長官にまずひとつお伺いしたいのは、この配炭公団の清算において、相当厖大な欠損を見るやむなきに至つた。そのため国民の血税の結晶たる巨額な金を、この公団のあらゆる面に投下しなければならないといふ、まことに寒心すべき事態になつておるわけであります。しかもかくのごとに至りましたいろいろの経過につきましては、聞いたところによれば一応もつともな理由もないではないであります。しかしながらまた反面には、どう聞いでもわれ／＼国民側として、すなおに納得できない点が少からずあるわけであります。ひつきようとするに、巨額な国民の血税をもつてしても、なおかつ穴を埋めなければならぬようなこの公団の運営の結果に対して、一体責任の所在はだれであるのか。こういう問題についても委員会では事やかましく論議しておるわけであります。そこで長官は担当者として、また同時に国務大臣として、こうした事柄に対する一貫性責任の所在はだれが負うべき性格のものであるかということについて、率直な御意見を承りたいと思います。

○青木国務大臣　ただいまの川島委員長の御質問にお答えいたしますが、政府はかねてからこの公団の運営合理化といいますか、そういう点では絶えず配慮をいたしては参りました。しかしながらお説のように、今日の経済情勢から見て、公団が終息過程に入つて来たというときに、いろいろの欠点が出ておるわけでありまして、その結果がひいては国民の血税をもつてまかなわれておる一般会計から、これを幾分負担

のことを観があるという意味での御質問は、政府としてもこれは深く責任を感じておる次第でござります。配炭公団等の問題になれば、それは通産大臣が直接の責任を負うということであり、またひいてはわれ／＼の方もその監督的地位という意味で、い／＼監督当局としての責任を負う、こういうことであります。結局形式的な問題になれば安定本部が責任を負い、しかも安定本部總裁が責任を負う、こういう形になつておるわけであります。この点はもちろん御承知のことであると思いますが、われ／＼は從来公團につきまして、いろいろとそういう点を配慮いたしまして、できるだけ国家的な損失が起らないような努力をして参つております。承るところによれば、そういう欠点が指摘されておるようあります。われ／＼としては十分改善して参りたいといふことで、かねてからそういう措置もとつて参つておりますし、現在いろいろとその監督關係當局とも話し合いをいたしまして、今後ともどうに、あるいはできることならば、ないようにするような努力もいたしております次第であります。

つてから出て来た。公団のこの問題も年次的に均等もしくは重なつて来たというのではなくして、やはりこれも最近において集積された赤字、こういうふうにわれ／＼は聞いておる。一体こういう形になつて来たということについては、國民として納得のできる政府側の説明がありませんと、容易にこの問題に対して審議の結論を出すことが困難であるわけであります。一体どういう理由で、どういう根拠でこういうことになつて来たのであるか。長官においてもこの問題については、やはり個人的に相当重大視しておられるのではないかと思うのであります。またこれを埋め合せる犠牲は、國民の血税によつて行われるということでもありますので、國民においてもきわめて重大視しておるわけであります。いずれにしてもでき上つたことでありますので、しよせんはその欠陥は補わなければならぬことにはなりましようが、こういう事態になりました理由といいますか、根拠、こういう事柄について長官は閣僚としての御感想があれば、われわれにお聞かせを願い、そうして國民全般の納得の行く形において、この問題の処理を適正に行つて行くことにわれ／＼も協力したい。こういうふうに思いますので、この点の御見解をござります。その経過におきましては、最近においての経済情勢というふうなことがあります。





は、この見返資金の本質論につきましても、池田大臣と小沢大臣との間に食い違つた答弁が、速記録に載つておるのであります。これをこのまま残してお

解しておるところはさよくな次第でございます。

多少不可抗力な経済情勢の変化をおぼれましてよう。その点をいま一度通産省の方から具体的な御説明を願いたいと思います。

すとそれは過去のことだ。自分たちも  
清算だけやつてはいるのであるからわから  
ない。ふう、うなづかうが、昨日来続い

なおその足らざるところが、やがていま  
したならば、これははなはだ申訳な  
い、かように考えておる次第であります。

くということは、結果非常に災いが起  
きると思うのでありますて、ちょうど  
あなたはその両者を適当にコントロー  
ーはこれはなせ私どもがこうしたこと  
申し上げるかといふと、もつた金を  
らば、七分五厘という利率の根拠はば

西村委員のお尋ねはしごくものだと思います。先刻私が概念的に不

ば山元において、あるいは輸送の形態において、あるいは荷役の形態において、いろいろ

なお詳しいことにつきましては、管  
理局長よりお答えいたします。

ルされる立場にあるようにもお見受けするのでありますから、今御答弁いただかなくともいいのであります。いずれこれは池田さんからでも小沢さんからでもどちらでもいいのであります。が、これをひとつ、もらつたのである。いや、そうではない。これは借りてお尋ねしておるのであります。されこれははつきりと願いたいと思います。

抗力であるといふ御説明を申し上げ  
したが、これはいわゆる責任の所在  
いづれにあるかといふような問題に  
関連があろうと存じますが、御承知  
ようやに、配炭公團に対します通商陸  
省としての監督権を申しますか、そ  
は人事及び業務全般にわたつて経済  
定本部と相関連してやつているので

と損失を起すような状態があつたと申します。また石炭管理局長から申しと申しますが、むしろこれは通産省の方から御説明を願いたい。

西本(西野)先生との質問の結果になりますが、途中で御質問の方がござりましたので、忘れましたが、先ほ  
どもいしいのでありますから、この大蔵  
委員会に、これをひとつはつきりして  
いただきたい。これだけお願いしてお  
きます。

ざいます。従いましてこの当然の監  
權の上から、取締りあるいは、指示  
令等をいたしましてやつて参ります。  
ちに、政府の措置をいたしましては  
これは善意の解釈であると考えてお  
りますが、その構成しております  
ところが、御旨下のような業界の

と、たとえていは、配炭公團の炭の販賣取り一手販売の経過におきましては、銘柄別の販賣等をやつしていないとうであります。従いまして、いい炭悪い炭とをつきめざり、あるいは悪い炭のものにいい炭を入れたというような事実は、よほど十分な監督のもとであります。

なる御質問をいただきまして、まことに恐れ入りました。われべが了解をいたしております事柄といたしましては、見返り資金は現在のところ、ただやるんだとも言われておらないし、そなたといつて、将来債務として拂わなければならぬ、現在また、拂えといふようなことも言られておらないのであります。そこでわれべくとしては、結局アメリカの方の意思に属するんだけであります。事実そういう状態でございますが、なおせつかくそういうふうに御質問をいただきましたので、あらためて十分検討をして、正確にお答えいたしたいと思いますが、私の了

ることは、本当に御質問の内容をいたしまして、おられます。むしろ昨日から私どもも論議いたしておりますように、配炭団を組成した人物は業界のエキスペトであり、相当速達専能の士であることは、現在ここにいらつしやる。清算事務者の方も言つておられる。トですが、政府の出資金で、公団の形式もつて仕事を始めた。それが累積して百二十億になつた。その間にいろいろな事情があつて出て来た。その事は、政府でも受け継いでおそらく知られるとと思う。それらがはつきりしませんと、私どもはこれらに対し納得ができない。もちろんその間に

キスパートでありながら、もしも私企であったならばいたさないであろう。いう一つの努力を怠つたというよう 点につきましては、私どもはその現 の状態をながめまして絶対に否定するものではございません。しかしそれのためにただちに政府に責任があるかうかという問題になりますと、しばくそこに幅を置いてお考えをいただきながら、なればならないのではなくうかかのように考えておる次第であります。たとえば損失の具的な原因といふものをいま少し通説 方面で知つておられるのじやないか それをむしろ率直にお出しを願つて——清算事務者の方にお聞きいたり

おいてもこれを行ふ機会が相當あるうとうと思うのであります。それが証拠にけるものであるとは断定はいたしませんが、最後に残りましたものが、通常の欠斤とか、買い入れた炭がそのままのまま尋ねまして、不良炭が相当量残つてはるというような事実におきましてはこの銘柄販売といふ点にひもつき的為がなされないで、むしろそこいろいろ炭をつきませて販賣いたすところの中に、相当心を用いてやります。いろいろな操作ができるのではないか、かのように考えて、當時非常に心しまして、あるいはうわさ等も聞まつてこれらの点にも十分監督を及ぼし

経費、金利等を含んでおるわけであります。従つて赤字百十九億のうちの最も主なものは、先ほどの三つの要素によるわけであります。廃棄、欠斤がどういう原因に基くかということは、公団の貯蔵が累増いたしましたその後にはつきり出て参りました問題でありますして、もちろん公団解散決定後そこに残つておりました貯蔵というものは、ずっと以前からの累積された貯蔵でありますので、そのときに初めて出て来たものだとは必ずしも言ひ切れませんが、しかし現実化いたしましたのは、やはり公団が解散いたしまして、それまでにたまつていた石炭がさらにその後数箇月間の処理期間の間に、どの程

度品質が下り、また自然発火して消耗したかということになるわけであります。従つて從来のごとく配炭公團の業務が円滑に、順調に運営されておりました場合は、石炭が始終流れておりますために、そういう貯炭のロスというものも出ないわけでありますけれども、いざこれを清算いたしますといふ段階に入りましたて、ようやく全体のものがはつきり出た。しかしそのうちの大半の原因是、やはり昨年の四月以降貯炭が特に激増いたしまして、その結果に基くところが非常に大きいのでありますて、その後の貯炭増の傾向に対しましてこれをいかに管理し、いかに売りさばくかということが一番の問題であります。これが非常にうまく行われましたならば、もちろんこういう欠損は出ないのでありますけれども、しかし諸般の経済情勢を考えましたときには、五百万トンの貯炭が円滑に右から左へ売りさばかれるものでもなく、またそれだけの貯炭の管理というものが、限られた公團の人員で完璧に行われるといふことも、またなかなか期待しがたいところでありますて、そういうことにおきましては、貯炭關係の損失というものは、やむを得ないところがあつたと私は考えております。また売上金の回収不能につきましても、もちろん公團存続中におきましても、回収につきましては非常に努力しておりますが、全般的な事業不振なりしは金詰まりのために、昨年初めごろから次第に回収が困難になりましたて、それに対しまして配炭停止といふ一つの武器をもつて対抗するといふことが、昨日もちょっと申し上げました

ようすに若干困難な点がございましたので、ます／＼焦げつきがふえる。しかしこれに対しましては、やはり公団の整理期におきましては、そういうふうな非常手段においても十分対抗して、できるだけ回収するよう努めたのであります。ですが、やはり一般的な情勢といふものはいかんともしがたく、現在おいてもなお残つておるわけであります。そのうち解散當時に約百六十億ほどたまつておりましたものを、約割だけは結局においてもむずかしいのではないか、こういう予想のもとに見積られた額であります。これはもちろん今後の公団の清算当局者の努力によりまして、どの程度まで、圧縮できるかという問題になつてゐると思うのであります。

団の旧の統制会社の関係で千代田商事というような会社をつくりさせて、六億からの保険料を拂つておる。そしてその保険料の歩合をとつて いるわけですか。こういうふうな事実もやはりあります。ましようし、あるいは石炭管理局長が御存じになつて問題になりましたいわゆる荷役業協会、いわゆるどろぼう炭の協会と いうような制度もできております。しかし、そういう点は政府側としては直にお述べになつて——政府側としては中間の監督の責任の問題もあります。これは一つの責任もあるであります。しようが、配炭公団を運営した当事者の方々の責任といふものも、清算人が残つて、しかも清算人はどちらかといふならば、私どもの考えておるところでは、あまり深入りしなかつた人だけを残して、大物はみな逃げちやつてい る、その点をもう少し政府の方から率直に御説明願つた方が、われくには納得が行くのではないかと思うのですが、いかがでしようか。

して、直接契約をいたしましても大して経費が節約できたかどうかといふことは疑問だと思うのです。しかしそれと別個に、自家保険をすればどうかということは、一つの方法として考えられると思います。その点につきましての当否は、必ずしも私ははつきりいたしておりません。それからいたとえれば配炭公団の業務の運営中にいつまでも問題になりますのは、公団が山から炭を引取りますときに、大体もうほとんどの計量もなしに貨車一ぱい幾らといふことで、実質的には一割ないし一割五分あるいは二割という欠斤をそのまま引受けさせて、そうしてこれを消費者の方にそのまま売りつける。これが販売のときに正確な計量をいたしますれば、当然それだけの欠斤が配炭公団に出るわけでありますが、そういうふうな意味で出たロスも部分的にはあると思います。しかしもしもそういう事実があるとすれば、最後に残つた配炭公団の貯炭が、実際の受入れ数量と拂出された数量との差額より一割ないし一割五分ぐらいは当然少くならなければならぬ、こういうふうに一応想像されるのですが、これにつきましては、そういう疑念を持つて公団解散後一、二箇月の間に、相当の人手を擁しましてこれは各関係官庁参加の上であります。が、公団の貯炭の実地監査をいたしました結果は、予想に反して、実際の貯炭数量と、いうものが報道数量にきわめて近いという結果が出ております。それをもつて見ましても、それはど世間一般に言われているほど、配炭公団の業務がルーズに行われておるということにはならない、こういうふうに考え

事實に追い込まれまして、しかもそぞういう状態ができますすると、石炭は散乱し、自然管理もおろそかになり、そこに先ほど御指摘のような人為的惡條件が加わつて、いろいろな弊害が起つておつたということ、これを極力とどめるべく努力を拂つて來たのであります。ですが、そういうことは至らないと政府としては言えない立場にござります。従いまして個々の問題につきましては、国民党の行かない点につきましては、国民党を代表せられる皆様のお立場におきまして、国民党の御納得の行くまで御調査御追究をしていただき、私どもとしてもできるだけ資料を整え、皆さんの弁によりまして国民党の御納得の行くような措置をとつて、私どもの責任のあることも明らかにしてやりたい、かように考へておる次第であります。

もつぱらいわゆる臨時物資需給調整法の運用面を、配炭公団がどういうふうにやつしているかというような点を監査いたしましたのであります。つまり能率の見地と申しますか、いわゆる不正があるというようなことの監査ではございませんで、能率の見地の監査をもつぱらいたした。こういふことでございます。当時私どもが感じましたのは、石炭につきましては二十三年度くらいまでは非常に貴重物資だというのをいわゆる有効需要の問題などがほとんどなかつた。ところがわれくが監査いたしました当時には、石炭について非常な有效需要の問題が起つた。それからこれは私どもの見たところでは、石炭の生産はいわゆる傾斜生産方式のもとに上つたのであります。それに伴つてすそのの炭がたくさん出て、優良炭が出て来ない。出て来ないと、と語弊がありますが、むしろすそのの炭が多いので、ます／＼有効需要のことが問題になるという状態、そういう背景であつたのであります。ところが依然として配炭公団の商売のやり方と申しますか、物の渡し方が、言葉がいさぎか何ですが、売つてつかわすといふか、土族の商法と申しますか、そんなふうなことで、たとえばはなはだしい例は、大阪などで見ました例では、かんじんの壳渡先を全然確かめておらぬ。どこにこの石炭を売るのか、その売渡先が公団ではさつぱりわかつておらないという状況であります。ところが引取りが非常にむずかしくなつて参りましたので、われくが調査いたしましたときに、どくが一体配給先であ

ろうかとしないことを、全國と一緒に見  
に行つたというような状況であつたの  
であります。だん／＼と需給の問題  
が、そういうように情勢がかわつて参  
つたにかかわらず、公団の商売のや  
りぶりであつたというようなことが非  
常に顯著に見られる。これはまた一つ  
は切符の発券のやり方が、小さなもの  
まで中央発券になつておりまして、現  
地ではほとんどその発券の問題にタッ  
チしていません。そこで発券自体が非常  
に地方と遊離している。だん／＼経済  
の情勢が変化するにつれて遊離してい  
る、こういう状態が見られます。こう  
いうことと表裏している問題であります  
。最初石炭の需要が非常に窮屈して  
おつた時代には、とにかく切符があれ  
ば、それを自分の工場に使おうが使うち  
いが、切符自体が価値があつたわけで  
あります。が、だん／＼と切符にも魅力  
がないという情勢になつて來たのであ  
ります。しかしそれにもかかわらず、そ  
ういうふうな状況が見られて、やはり  
石炭の引取りが活発に行つてないとい  
うような問題が見られたのであります  
。従つてお尋ねの点について結びひき  
けてお話を申し上げれば、特に配炭公  
団の末期におきまして、商売のやり方  
があまり上手でなかつた。そこで最後  
に特にそのもの炭などについて滞貯が  
だん／＼と大きくなつて來た。もし牛  
ほど西村さんのおつしやるように、自  
分の商売のように考えてそれを一生懸  
命に売る、積極的に売るという操作をや  
つたならば、もつとこの解散のときの事  
ごた／＼、というものが、もう少し少く

なことが私どもの調査のときに出でつた一つの結論であります。大体そんなことがあります。

○古米地(英)委員 ただいまの案本の御説明で事態が大分はぐれて来たと思うのであります。そこでこの問題を解決するポイントはどこにあるかといふと、こういうような赤字を出したことに、これを一つの面から見れば、たゞいま明らかにされたように統制そのものの、統制の機構、その運営、これが悪かつたということが一つの原因だと思ふのであります。われ／＼はこの公団をつくるときに、こういうことを見越して反対をいたしたのでありますけれども、とにかくこの公団というものが成立して、昨年の九月までやつて來た。それから生れて來た不始末であるとすれば、これはわれ／＼も責任の一半を負わなければならないものだと考へるのであります。そこでいま一つ残された問題は、政府がこの間に十分な監督をしたかどうか。損害を避けるだけの努力をしたかどうか。その監督はどういうふうにしたかということが大きな問題になる。そこで政府も最善の努力を拂つてやつたけれども、遂に及ばなかつたということでありますならば、これは人間のいたすことであるからいたしかがない。ここに私どもは、この問題の解決点があるのでないかと考へるのであります。ただこの際私が先ほど來伺つておりましたお話を聞いて、註釈を加え御反省願いたいと思ふて不可抗力な損害があつた、こういうう

大きな間違いがあります。そぢやなくして、この配炭機構による増産で、初めから燃えない粗悪炭をどんど生産しておつたのです。それでこの議場におきまして、私はこのことを指摘いたしまして、あいのものと配給されたのではわれ／＼は困る、また労力、資金の浪費になるだけであるということをたび／＼申したのであります。しかるにその当時の政府は、これに対しても耳をかさなかつたのであります。これは石炭国管を主張されてその結果出て来たのですから、耳をかさなかつたのも当然であると思ひますけれども、とにかくしば／＼ここにおいて論議されただけれども、ついに問題にならなかつた。ただ配炭公団が活発に仕事をしておつた間は、こういう燃えない粗悪炭をむりやりに押しつけたのです。であるから幾らかずつでも片づいて行つた。そして今これを見ますと、掛金の滞りが大分ありますけれども、この掛金の滞りといふものが、はたして買つた方だけの責任であるか。売つた方にも責任があるのでないか。売つた方で悪いものを売つたとか、欠斤のものを充満したとか、拂わない方に言わせたら、相当拂わないだけの理由があるのじやないだらうか。また売る方でもむりなことをやつたことを承知しておるのでないか。われ／＼はこう考えるのであります。きよよももらつたこの表を見ましても、大部減つてはおりますけれども、この中には国鉄とあるいは貿易公団とかの国家機関も入つてゐます。そのほか当然拂えると、いうことが見越される会社が、拂つて

おらないというようなことになつて来ると、これはその辺に相当考へるべきことがあるのではないか。それで政府は自己の責任を軽くするような答弁ばかりしないで、今安本で話されたように、現実を現実としてお話しになつて、それを基礎に解決方法を考えて行くのがいいのではないかと私は思つております。

それから先ほど西村委員のお話で、保険の問題が出ておりました。これは重大な問題です。重大だというは、單に配炭公団だけではない。現在まだ残つておるところの公団です。これがどういう保険契約をして、どういうことをやつしているか。これが大きな問題です。であるからこういうことにつけでは、この問題を考へると同時に、政府がこれを機会に大いに矯正して行かれること、これが必要ぢやないかと思うのであります。こういう点について何かお話を伺えれば、伺つておきたいと思います。

て参った状態を  
入いたしました。  
いうものは、  
整できない面  
す。この点に  
任に対しまし  
摘のように、  
を申し上げた  
閣であるなど、  
りまして、當  
任を回避する  
りません。從  
ましての監督  
ということは、  
ものではなく  
がしたとか、  
かいう点につ  
だけの努力を施  
す。しかし御心  
しては、ただだ  
にも非常な欠点  
月通産省に就  
運営等につきき  
まして、具体  
ば、鉱品工芸  
放出物資等のは  
督すべき立場  
めて満足のでき  
ります。具体  
て、總裁そのは  
な調査をいたん  
果現われて參  
いたしまして、  
ら支拂いました  
なくして、実真  
仕の連中が、不  
やつておつと  
いたしまして、

のうちに実  
の事情と  
人為で調  
うかといふ  
が、御指  
すれの内  
議論であ  
、その責  
持つてお  
いたし  
であつた  
といは  
し上げる  
失を見  
意つたと  
慮できる  
あります  
につきま  
ます公団  
私昨年六  
経理及び  
問を持ち  
けるなら  
物資及び  
て、私監  
て、きわ  
たのであ  
上げまし  
、私らの  
の憂心で  
て現われ  
、公団か  
税を沖仲  
実が暴露  
法的追究

をやるかしない  
いて行うべきこ  
ところ、当面の  
いたしまして、一  
ななければならな  
具体的問題につ  
のか、当時新聞  
たが、自決して  
うなわけであり  
物資につきまし  
ら的にやりました  
めりましたもの、  
官邸とまでの偉  
とも思いますけ  
くな心持をもつて  
めります公職者  
ます。そこで配  
人の構成、特にそ  
が、私企業のよ  
く)と誠実を積み重  
のようになり難い  
に因難であります  
間統制経済の過  
へたちの運営で、そ  
におきまして遣任  
機関として強大な  
き方針をとつて早  
に十分に監督す  
思います。

本末地(英)委員　……………  
　　この赤字の原因は、公団組合などというところです。そこでそれをもってしまつたのは、お詫びがつたのではなくて、お詫びしてしまつたのは、お詫び計算でやるほどお詫びになりません。正直にはかつて受け取らなければなりません。ただいよいよ公団を預かることになりますが、これが渡しは、いつものものにやらせます。けけれども、あるのであります。けけれども、一つの穴穴であります。けけれども、この責任は、自分たちが負うのであるのであります。けけれども、この問題は解決するが、いかがですか。各々見方がござります。そこまで御名論でありませんが、それは、自分たちが負うのであるのであります。けけれども、この問題は解決するが、いかがですか。

私先ほど申しました欠陥の一番  
組織によつて配炭の仕事にあつた  
にあつたと思つうの配炭の機構の  
配炭の機構の  
銘柄といふも  
いたが、石炭  
は昔から石炭は  
ましたが、石炭  
渡しをしなかつ  
た。それから  
いう場合に、  
おつた人が非常  
任の行動があ  
さない実事だと  
れども根本を言  
かれてる確に看  
承認してこの公  
の時代でもやつ  
るの時代でもやつ  
ります。ですから  
くのは、これは  
あつた。われ  
を認めなければ  
ます。そこで政  
がこれだけやつ  
れていただけに  
見せていただけ  
ると思うので、  
ございましよ。

いところが  
お許しい  
ろうかと田  
つきまして  
措置等につく  
ますれば、ま  
るものでもあ  
の御審査にて、  
せひ御了  
す。

○川野委員  
だ相当質疑  
し、なお記  
まとめてい  
くの参考充  
ておきます。  
たします。

○川野委員  
における災害  
に関する注  
軍港市転地  
に入ります。  
○川島委員  
が、この旧  
設があつた  
病院等の施  
いておるのを  
あつた施設を  
形で運営改  
御承知でな  
ます。

○佐々木委  
員當局で開  
思います。  
固では共に保  
他残存して  
られておる  
どではそん

貴殿は、本案に對しては、さういふことはございません。ただく。かういふことはございません。また一つの報恩の意で、お詫び申し上げます。御了解を願いたいと申すので、本件の審査結果を出します。そして、後日には、本件の審査結果を出します。

うな場合には立場にあります。本問題にて参りました御要求があり、告書のようないいと思いまして、当委員会置によりましてただく意味合譲ることにいしましてはまざります。さあ、国家施設ある答弁をできるだけ多くお伺いいたし

大蔵の政府委員からお願いいたしました。

○川島委員 それでは軍港の方は後の機会にお尋ねいたします。

一方の国庫負担の方の問題について大まかな点でお尋ねをしておきたいですが、戦時中及び戦後にわかつて、幾多の災害で国土が荒廃に歸しております。ことに戦後のたび重なる台風等によりまして、河川、港湾その他道路、至るところの国土施設が破壊荒廃されましたことを言ふまでもございませんが、それによりますと、災害復旧の旧にもどすだけでも相当な費用がいることになると思います。その後歴代の政府が若千ずつではありますが、災害復旧にも力を注いで来たのですが、それでもなおかつその災害の完全復旧といふところまでは達しておらない。そこでお伺いするのですが、今日日本の国内におけるこれらの国土の復旧をいたしましたためには、現在の貨幣価値で計算をして一体どれくらいかかる目標であるのか。そういうことについての資料がありましたならば、その資料を読み上げてくださいともよろしい、また何か刷つたものを私どもに配付を願つてもけつこうございますが、さしあたつて大まかな数字だけはここで示してもらいたいと思います。

○荻田政府委員 今お尋ねのございましたのは、範囲がちょっと理解できなかつたのでございますが、今度の法律の対象になつております天然災害で、現在残つているのは大体千二百億円程度のものが、二十五年度の初めにおいて残つております。それに対しまして今回全額負担として四百七十億ばかり

りの公共事業費が出ておりますが、この額のうち大体三百七十七億程度は過去の分に当ります。百億だけは本年度の分であります。千二百億のうち三百億程度が本年度において復旧されることに相なります。

〔委員長退席、前尾委員長代理着席〕

○川島委員 そうすると、天然災害による復旧を國で扱うべき性質の災害復旧費というものは、一千二百億だけであつたわけですか。

○荻田政府委員 災害全体として千二百億、つまり從來公共事業費の対象に

れば別ですが、要するに政府が公共事業費として行うというわく内にとどまらないで、全國的に市町村に至るまで負担して復旧しなければならぬいわゆる天然災害による荒廃をこうむつた全體の復旧費を私は尋ねておる。

○川島委員 私は千二百億程度ではないことは御承知でありますならば、この點に御質問からでも御答弁願つた

くて、もつと相当な額だと記憶いたしましたのでですが、私の記憶違いであつたのです。

○荻田政府委員 具体的な工事箇所に

つきましては、私の方の役所といたしましては、資料がございませんので、あるいは建設省からでも御答弁願つた

らよいかと思います。

○小山委員 まだこれは実は全部読み通していないので、あるいはわかりきつた質問かもしませんけれども、昭和二十五年度における災害復旧事業費国

庫負担となつておりますが、昭和二十四年度に生じた災害、それから二十三年度以前における災害といふものは、やはり全額国庫負担でやるのでございまますか。

○荻田政府委員 これは過去に起りました災害でございましても、二十五年

度において復旧工事をいたします分はすべてこれに包含いたします。

○小山委員 自治庁で昭和二十三年度及び昭和二十四年度は、どういう比率でもつて千二百億の災害を復旧する

ことがあります。従つてその対象から漏れておるようなものがありました割合は少く、その分は大体當該年度において地方団体が施行いたしますのであります。従つてその対象から漏れておるようなものがありました割合は少く、その分は大体當該年度において

して地方債を認めておりましたので、

その多額のものは残つておらぬと想つております。

○荻田政府委員 今お尋ねのございましたは、過年度分につきましては三百七十億の数字が充ててあるのでございました

○川島委員 そこで具体的にこまかい点をお伺いしておきたいのですが、関東利根川の復旧問題、これは目下まだ予算額は幾らでありますか忘れましたがあつたが、全体では相当な額を要することになります。千二百億のうち三百億程度が本年度において復旧されることが相なります。

（委員長退席、前尾委員長代理着席）

○川島委員 そうすると、天然災害に

は、過年度が三百七十億というのでござりますか。さつき千二百億と川島君

におつしやつたのは……。

○荻田政府委員 大体復旧工事といつたわけですか。

○荻田政府委員 災害全体として千二

百億、つまり從來公共事業費の対象に

しておりました分であります。

○川島委員 私は千二百億程度ではなくて、もつと相当な額だと記憶いたしましたが、その記憶違いであつたのです。

○荻田政府委員 具体的な工事箇所に

つきましては、私の方の役所といたしましては、資料がございませんので、あるいは建設省からでも御答弁願つた

らよいかと思います。

○小山委員 まだこれは実は全部読み

通していないので、あるいはわかりきつた質問かもしませんけれども、昭和

二十四年度に生じた災害、それから二十三

年度以前における災害といふものは、やはり全額国庫負担でやるのでございまますか。

○荻田政府委員 これは補助ですか。それ

とも国において施行する工事ですか。

○荻田政府委員 まだいま私どもとして残つておりますのが千二百億程度でございまして、そのうち本年度

しまして残つておりますのが三百七十億

程度でございまして、そのうち本年度

しまして残つておりますのが三百七十億

程度でございまして、そのうち本年度は三百七十億ですか。この年次計画がもうあるんだと思うのですが、二十六年、二十七年はどういう形でこれをやつて行くのですか。その年次計画がありまして、年次計画といふのは持ち合せておりません。

○小山委員 この三百七十億というの

は、過年度が三百七十億というのでござりますか。さつき千二百億と川島君におつしやつたのは……。

○荻田政府委員 大体復旧工事といつたわけですか。

○荻田政府委員 災害全体として千二

百億、つまり從來公共事業費の対象に

しておりました分であります。

○川島委員 私は千二百億程度ではなくて、もつと相当な額だと記憶いたしましたが、その記憶違いであつたのです。

○荻田政府委員 具体的な工事箇所に

つきましては、私の方の役所といたしましては、資料がございませんので、あるいは建設省からでも御答弁願つた

らよいかと思います。

○小山委員 まだこれは実は全部読み

通していないので、あるいはわかりきつた質問かもしませんけれども、昭和

二十四年度に生じた災害、それから二十三

年度以前における災害といふものは、やはり全額国庫負担でやるのでございまますか。

○荻田政府委員 これは補助ですか。それ

とも国において施行する工事ですか。

○川島委員 千二百億で本年度は三百七十億ですか。この年次計画がもうあるんだと思うのですが、二十六年、二十七年はどういう形でこれをやつて行くのですか。その年次計画がありまして、年次計画といふのは持ち合せておりません。

○小山委員 この三百七十億というの

は、過年度が三百七十億というのでござりますか。さつき千二百億と川島君におつしやつたのは……。

○荻田政府委員 大体復旧工事といつたわけですか。

て、その内訳等は安本で各省に予算の額のうち大体三百七十七億程度は過去の分に当ります。百億だけは本年度の分であります。千二百億のうち三百億程度が本年度において復旧されることが相なります。

○川島委員 そこで具体的にこまかい点をお伺いしておきたいのですが、関東利根川の復旧問題、これは目下まだ予算額は幾らでありますか忘れましたがあつたが、全体では相当な額を要することになります。千二百億だけでも予定計画の大部が残つたわけですか。

○荻田政府委員 そうすると、天然災害に

は、過年度が三百七十億というのでござりますか。さつき千二百億と川島君におつしやつたのは……。

○荻田政府委員 大体復旧工事といつたわけですか。

○荻田政府委員 災害全体として千二

百億、つまり從來公共事業費の対象に

しておりました分であります。

○川島委員 私は千二百億程度ではなくて、もつと相当な額だと記憶いたしましたが、その記憶違いであつたのです。

○荻田政府委員 具体的な工事箇所に

つきましては、私の方の役所といたしましては、資料がございませんので、あるいは建設省からでも御答弁願つた

らよいかと思います。

○小山委員 まだこれは実は全部読み

通していないので、あるいはわかりきつた質問かもしませんけれども、昭和

二十四年度に生じた災害、それから二十三

年度以前における災害といふものは、やはり全額国庫負担でやるのでございまますか。

○荻田政府委員 これは補助ですか。それ

とも国において施行する工事ですか。

○川島委員 千二百億で本年度は三百七十億ですか。この年次計画がもうあるんだと思うのですが、二十六年、二十七年はどういう形でこれをやつて行くのですか。その年次計画がありまして、年次計画といふのは持ち合せておりません。

○小山委員 この三百七十億というの

は、過年度が三百七十億というのでござりますか。さつき千二百億と川島君におつしやつたのは……。

ににおいて施行するといったとして、別にどの工事をやつてはいけないとかいふような法律上の規則はございません。

○川島委員 千二百億で本年度は三百七十億ですか。この年次計画がもうあるんだと思うのですが、二十六年、二十七年はどういう形でこれをやつて行くのですか。その年次計画がありまして、年次計画といふのは持ち合せておりません。

○小山委員 この三百七十億というの

は、過年度が三百七十億というのでござりますか。さつき千二百億と川島君におつしやつたのは……。

○荻田政府委員 大体復旧工事といつたわけですか。

○荻田政府委員 災害全体として千二

百億、つまり從來公共事業費の対象に

しておりました分であります。

○川島委員 私は千二百億程度ではなくて、もつと相当な額だと記憶いたしましたが、その記憶違いであつたのです。

○荻田政府委員 具体的な工事箇所に

つきましては、私の方の役所といたしましては、資料がございませんので、あるいは建設省からでも御答弁願つた

らよいかと思います。

○小山委員 まだこれは実は全部読み

通していないので、あるいはわかりきつた質問かもしませんけれども、昭和

二十四年度に生じた災害、それから二十三

年度以前における災害といふものは、やはり全額国庫負担でやるのでございまますか。

○荻田政府委員 これは補助ですか。それ

とも国において施行する工事ですか。

○川島委員 千二百億で本年度は三百七十億ですか。この年次計画がもうあるんだと思うのですが、二十六年、二十七年はどういう形でこれをやつて行くのですか。その年次計画がありまして、年次計画といふのは持ち合せておりません。

○小山委員 この三百七十億というの

は、過年度が三百七十億というのでござりますか。さつき千二百億と川島君におつしやつたのは……。

につきましては、起債その他一般財源

の配分調整、補助金の整理等を審議す

る地方行政調査委員会もできておりま  
すので、その結果を見まして、そのよ  
うな亘久対策を講じたいと考えており

○川島委員 私もちよつとこの問題についてでは錯覚を起しておつたようですが、かりに二十五年度の災害復旧事業に三百七十億の国費を投じて全額国庫でこれを施行する。それでこの配分の形が全国的に見て適正公平であれば間

題はなからうと思います。ところが二十五年度に限つて行われる。二十五年度以降の問題は、今後の問題に残され行くことになりますと、本年度三百七十億円の金額をもつて分配を受ける当該災害地はそれでよろしいが、残つたものにつきましては二十五年度の分だけに限られて、翌年からは従来のとおり分配で、国庫の負担は全

額でなくなるという形になると、非常に公正を欠くような結果になる所が相当出て来るのではないかと思うのです。そういう事柄について当然政府は考えられたことだらうと思うのであります。が、その間どういうお考えて行くのかを聞かしてもらいたいと思います。

で、こういうことが続行されるのだと、いろいろなに理解してよろしいわけありますか。

降も、もしこのようなかつこうでない  
といたましても、そのためにその団  
体が地方財政上非常に困るようなこと  
が、絶対に起らないようにいたしたい

○小山委員 平衡交付金の問題とから  
と考へております。  
んでお尋ねしたいのです。が、災  
害復旧は荻田さん御承知のように府  
県によつていろいろ運う。毎年々々災  
害を受けておる県もあれば、十年に一  
べんしか災害がない県もありますが、  
そういう場合に過去における災害復旧費  
等に要した県債の利子負担、あるい

は十五万円以下のものをいろいろやらなければならぬために生ずる県債の利子負担、そういうものの平衛交付金の交付対象となつておりますかどうかを伺いたいと思います。

○荻田 政府委員 今おつしやいました災害のために起しました県債の元利償還費は、全額平衡交付金の標準行政費の中に算入いたしますことになります。従つて過去において災害をこうむり、そのため県債がかさんでおりました所は、その元利償還額の全額が平衡交付金の対象として保証されることになります。

○北澤 委員 私は旧軍港市転換法案につきまして、二、三點お伺いしたいと存ります。その第一点はこの法案の第一條によりますと、この法律は旧軍港市を平和産業港湾都市に転換すること

によつて、平和日本実現の理想達成に寄與することを目的とするとなつてい。ところが廣頭實は現こそ太平洋に

おけるアメリカの海軍の活動の本部みたいな形になつておるのであります。そういたしますと、横須賀の町の相当の部分は、やはりアメリカの海軍のそういう目的のために供せられることになりますので、横須賀の場合には、それ以外の地域に平和産業都市をつくる

○佐々木泰議院議員　この問題につき、ましては向うと交渉の際、特に横須賀海軍の司令官等がこの問題に協力していただきまして、いろいろとこの問題に——基地になるのではなかろうか、基地になるためにオーケーが非常に遅れるのではないかと心配いたしておつ

たのであります。ほんとうに当つて  
みますと、そのようなことは関係がな  
いので、やはりこの軍港を一日も早く  
平和産業都市にすることは大賛成だ、  
大いにやれと激励を受けたようなわけ  
でござりますので、おそらく基地にな  
るというおそれはなかろう、かようによ  
る考へております。

○北澤委員 あそこのデッカース提督  
は私もよく知つておる人であります。  
あの人は三二年ばかり前に来られました  
が、あの人は会うたびに、自分が横須  
賀における以上は、昔は日本一の軍港で  
あつたけれども、自分が来た以上は、  
これを日本一の平和な都市にする、こ  
ういうつもりでやつておるのだと言つ  
ておられます。従いましてあの横須賀  
市におきましては、ほかのアメリカ陸軍  
の管轄権のある所と違いまして、デッ

カース将軍が非常に好意を持つて、たとえば懲罰施設などでも、アメリカ海軍の好意によつて、日本の方に返すと

いうことで、あの人は横須賀の復興に努力したのであります。あの人があそこに来ましてから、いかにして横須賀におきまして、工場労働者などの就職の率をふやそつかということと、毎日の統計をとつて、きょうはこれだけ人夫がふえたと言つて、それを見て

喜んでおられたのであります。その後の情勢をだん／＼見ておりますと、デッカース提督の意思と関係なく、あそこを平和的でない方面に使うよう空気が出ておりますので、この質問をしたのであります。

それで、ただいまのお話によりますと、アメリカの海軍としましても、横須賀と平戸造船部にては全面

○佐々木參議院議員 その海軍が使つておられるものをただちに返すかどうかについては、まだ的確に調べておりませんが、先ほど申しましたオーケーをとる段階に非常な協力を願い、促進を願つたような関係で、オーケーも非常に早くもらつたという関係から行きまして、できるだけ早く平和産業に転換しろといふ指示をもらつておるわけであります。このためにこの委員である宮原君、また渉外關係の山田議員などがしばらく会いまして、折衝しあはれを言つておるような関係であります。

○北運委員　この旧軍港都市にありますいろいろの旧軍用施設の中には、賠償の施設としてまだ解除になつていな

いものが相当あるのであります。賠償施設で解除になつたものは日本の国有財産でありますが、まだ賠償の指定を受けておるもの、あるいはアメリカの軍側にあるものを、平和都市建設のために利用するような考え方があるかどうか。

○佐々木參議院議員 その点につきましては、御承知の通り各軍港で賠償物資をそれべに整理いたしまして、荷づくり、梱包をしておるもののが相当あります。その荷づくりされたものはまだ解放されておりませんが、漸次解放するといふものが大分できておる。といふのは一級品、二級品、三級品と等級がつけてあるのであります�、そ

○佐々木參議院議員 この問題につき  
ましましては本日參議院において大蔵、地  
方行政、建設の三つの合同審査をやり、  
ましたときにも、やはりそのような資  
料を提供しろということをございまし  
て、明日中にでも參議院の方には提出  
す。

○北澤委員 もう一点お伺いいたした  
いのですが、旧軍港都市におきましての  
国有財産とかそういうものの大体の率  
と申しますか、これはもちろん大蔵省  
でおわかりと思いますが、参考のため  
に当委員会にお出し願いたいと思いま  
す。

の等級のうち、三級品などはもう解放  
していいのじやないかという意向が強  
いようであります。ですからそういう  
場合にはやはり三級品が解放されたら  
もどしてもらつて、日本の工場に使い  
たいという考え方であります。

するという予測になつております。その点ひとつお含みおき願いたいと思います。

○宮原委員　軍港にある施設は無償で拂い下げるのでしょうか。有償で拂い下げるのでしょうか。

配付してあるかどうかわかりませんが、四條で、公共団体に対しては従来は二割以内の値引きをするという規定になつておりますが、今度のこの法案によつて五割以内の値引きをするということに改正することになつております。同時にその四條の二につきまして産業会社の誘致をやつておりますが、現在の国有財産処理法に基く法案の規定によりますと、なか／＼単価が高いために各産業会社がこれに向つて事業を起そうと考えません。そこで非常に困つておるのがこの四つの都市でありますて、この四つの都市にはやはり公共団体と同じような値引きを願いたいというのが、私どもの願望であつたのであります。しかし、その四條の二をそのままに仕上げて持つて行こうと考えたのが、つい、早く持つて来てい、早く持つて來い、オーケーを早くやろうというような関係で、宮原委員長などがるすうちにその案を持つて行つたわけです。私ども初め起案した者がいな間に、在京の三人で持つて行つたところが、欠けておるということになつております。ただこの法案では、今まで三年間は延納を認めるということであつたが、今度の改正によつて十年間延ばすということになつております。

たところが、一旦これでオーケーをきつたんだから、もしさういうことが必要であれば、委員会で修正をしたらしいだろうというようなお話をございまして、このまま提案いたしました次第であります。

○吉原委員 これはどういうことになりますか。今までに建物なんかを借りておつたような場合には、結局拂下げになつたからといって明渡しするものでしょうか。それともそのような過去の法律関係は認めて、貸すことを持続させるものでしょうか。その点を伺いたい。

○佐々木議員 大体四市とも今まで一時貸與の形でございます。名目では一時貸與で、何年か続いてよろしいが、一時貸與でござりますから、しつかは一時貸與を解いて完済しにしなければ固有財産の処理ができないというので、実は大蔵省はこのような法案が早く出て、このような処分を早くしたいという意向があつたようですがござります。そういうことで、ただ一時貸與したのみで、永久に貸すということはこの財産処理がつかないので、今はもどせとは申しません。しかしこれはもどさなければならぬという段階にあります。

でござります。どうしても今の四つの  
都市の経済では復興が困難であります。  
そこでやはりこの遊休施設を利用  
活用いたしまして産業を起して、それ  
らの工員なりあるいは会社から税金を  
とつて施設を充実させる、こういう考  
えであります。

○官房委員 話がかわりますが、荻田  
さんにお伺い申し上げます。災害の全  
額国庫負担で地方住民として一番考え方  
させられる三百七十九億の配分がありま  
すが、この配分については自治庁は関  
与されるのでしようか。これは運輸  
省、建設省、農林省が自分の査定方針  
によつてやるのでありますか。あなた  
の方がこれに関與されるのであります  
か。それを伺つておきたい。

○荻田 政府委員 これはわれ／＼の方  
は関與いたしません。建設省、運輸省  
が安本と相談いたしてやるのでござい  
ます。

○小山 委員 それでは全然関與されな  
いということになると、平衡交付金の  
財源など、これによつて得た起債の元  
利金につきましては、どこで調節され  
ますか。

○荻田 政府委員 関與はいたしません  
けれども、この法律によりまして一定  
額以上の一定の規模を備えます復旧費  
が、全部この対象になるのであります  
。本年補助ができませんでしたなら  
ば、来年度において補助金が全額交付

まして、結局において全額国庫負担といたしたと同じことになります。

○小山委員 その点はよくわかりました。それからこれはこの法案の手続きにおいてわれくが主張したのであります。どうもその規定が抜けています。と申しますのは、一箇所十五万円以上ということになれば、地方の山村の場合には被害範囲が相当散らばつておるが、一つの村なり町なりを集計してみると、相当な金額になつておる。その場合の敷消補定を最初考へられておつたはずでありますけれども、今度の規定にはそれが抜けているのじやありませんか。

○萩田政府委員 そういう御意見も途中で聞いておりましたですが、いろいろ考えましたのですけれども、これで一応政府が全額国庫補助をいたしますから、どうしてもこれを拾い上げる以上は、全部政府の機関において工事の査定をしなければならない。これはとうてい十五万円以下になりますと手が届きませんので、これはやはり対象から除外することにいたしたいと思います。しかしながらそういう町村においては、その点につきましては地方債の問題、それから平衡交付金によりまして十分に考慮いたしまして、そういうことが出て来はしないかと憂慮されますので、その点につきましては地方債の問題、それから平衡交付金によりまして十分に考慮いたしまして、そういう

○佐々木參議院議員 もしそういうことが起りますれば、やはり四つの軍港都市において再建をする諸会社が、必要な機械類だけをそれに拂い下げる。さらに余つたような場合には、官憲にこれを配分するという考え方であります。

○河田委員 転換について伺いますが、これは私自身も舞鶴の方へ近いので、財政的な逼迫については十分同感の点があるわけなんです。だからここで時価の五割以内で減額して譲りというようなことを、私たちちはより以上希望を持つておるわけです。しかしこの点は別に触れませんが、この旧軍港都市の転換事業は、平和的な産業港湾都市にふさわしいよう建設するという目標がうたつてあるのであります。そしてこの審議会というものの仕事を、旧軍港財産の処理と普通財産の譲渡に関して、いろいろ大臣の諮問に応じて調査審議するよくなつておりますが、これはただこの範囲であつて、ここにその他の重要事項といふことにも、この審議会が一応タツチするのでありますよ。

な旅館街のあとに来るいはが経費が相当かかると思います。そういう意味から考へると、二三こは相当経費

がかかると思うのですが、そういう埋合せで安く拂い下げるのでしょうか。  
どうぞうか。

されることになります。従つてこの問題につきましては地方債の問題は起らないものであります。この標準以下なものにつきましては、こちらで査定いたしまして地方債を許可いたします。そういうものにつきまして将来元利の

い  
ら  
うよ  
なことか  
ないよ  
うにいた  
したた  
いと思  
います。  
**○宮慶賀** 先ほど伺つた軍港都市の  
問題で、この賠償の対象になつておる  
機械類ですが、これもこの中に包括し  
て受けるということになるだらうと思  
う。

まして、結局において全額国庫負担といたしたと同じことになります。

○小山委員 その点はよくわかりました。それからこれはこの法案の大きな過程においてわれくが主張したのであります。どうもその規定が抜けていますように思います。と申しますのは、一箇所十五万円以上ということになれば、地方の山村の場合には被害範囲が相当散らばつておるが、一つの村なり町なりを集計してみると、相当な金額になつておる。その場合の敷消規定を最初考へられておつたはずでありますけれども、今度の規定にはそれが抜けているのじやありませんか。

○萩田政府委員 そういう御意見も途中で聞いておりましたですが、いろいろ考えましたのですけれども、これで一応政府が全額国庫補助をいたしますから、どうしてもこれを拾い上げる以上は、全部政府の機関において工事の査定をしなければならない。これはとうてい十五万円以下になりますと手が届きませんので、これはやはり対象から除外することにいたしたいと思います。しかしながらそういう町村においては、その点につきましては地方債の問題、それから平衡交付金によりまして十分に考慮いたしまして、そういうことが出て来はしないかと憂慮されますので、その点につきましては地方

○佐々木參議院議員 もしそういうことが起りますれば、やはり四つの軍港都市において再建をする諸会社が、必要な機械類だけをそれに拂い下げる。さらに余つたような場合には、官憲にこれを配分するという考え方であります。

○河田委員 転換について伺いますが、これは私自身も舞鶴の方へ近いので、財政的な逼迫については十分同感の点があるわけなんです。だからここで時価の五割以内で減額して譲りというようなことを、私たちちはより以上希望を持つておるわけです。しかしこの点は別に触れませんが、この旧軍港都市の転換事業は、平和的な産業港湾都市にふさわしいよう建設するという目標がうたつてあるのであります。そしてこの審議会というものの仕事を、旧軍港財産の処理と普通財産の譲渡に関して、いろいろ大臣の諮問に応じて調査審議するよくなつておりますが、これはただこの範囲であつて、ここにその他の重要事項といふことにも、この審議会が一応タツチするのでありますよ。

○佐々木參議院議員 大体財産の処理  
を重点にこの審議会を運営して行く。  
都市計画についてはまた別な方向にな  
らうかと思います。

○前尾委員長代理 他に質疑がないよ  
うでありますから、本日はこの程度で  
散会いたします。

午後四時三十三分散会

[参照]

外国為替及び外國貿易管理法の一部を  
改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

国税犯則取締法の一部を改正する法律  
案(内閣提出)に関する報告書

国税の延滞金等の特例に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

災害被災者に対する租税の減免、徵收  
猶予等に関する法律の一部を改正する法律  
(内閣提出)に関する報告書

国税徵收法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

法律案(内閣提出)に関する報告書

灾害被災者に対する租税の減免、徵收  
猶予等に関する法律の一部を改正する法律  
(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

第七回国会衆議院大蔵委員会議録

第四十一号中正誤

旧軍港市転換法案中の発議者中「伊藤  
保平」は削るべきの誤

第七回国会衆議院大蔵委員会議録第一号中  
正誤

一一 設委員会連合審査会議録第一号中  
正誤

出席委員中左記建設委  
員を加える。

深澤義守君の次に「村

瀬宣親君」

二四三七 伊藤保平は削るべきの  
誤

昭和二十五年五月一日印刷

昭和二十五年五月一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所